

# 令和 7 年度

# 小牧市環境年次報告書

令和 6 年度の

- ・環境の状況
- ・第三次小牧市環境基本計画の進捗状況

小 牧 市



## 小牧市の目指す「望ましい環境像」

### 尾張野の四季の恵みが実感できるまち ～環境都市こまき～

小牧市は、市民・事業者・市の協働のもと、日常の生活や事業活動により発生する環境負荷の低減に努めながら、「持続可能な社会」を構築し、私たちの生活にうるおいを与えてくれる身近な自然の恵みを将来の世代へと継承していきます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



小牧市は、令和3年5月21日に内閣府から「SDGs未来都市」に選定されました。今後もSDGsに貢献する取組をより強力に推進し、“誰一人取り残さない”未来につながるまちを目指します。

小牧市は、令和3年6月7日に2050年を目途に二酸化炭素排出量実質ゼロを目標とする「ゼロカーボンシティ」を表明しました。市民や企業の皆さんと一緒に脱炭素社会の実現を目指します。

# 目 次

## < I > 自然環境の状況

|   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 自然・地形・気候 | 1 |
| 2 | 気象       | 2 |

## < II > 公害の状況

|   |            |    |
|---|------------|----|
| 1 | 大気         | 3  |
| 2 | 水質         | 7  |
| 3 | 土壤         | 11 |
| 4 | 騒音・振動      | 11 |
| 5 | 地盤沈下       | 13 |
| 6 | 悪臭         | 13 |
| 7 | 公害の種類別苦情件数 | 13 |

## < III > 廃棄物の状況

|   |           |    |
|---|-----------|----|
| 1 | 概要        | 14 |
| 2 | ごみ減量・再資源化 | 15 |
| 3 | し尿処理      | 20 |

## < IV > 第三次小牧市環境基本計画の進捗状況

|   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | 計画の趣旨       | 21 |
| 2 | 環境基本計画の施策体系 | 22 |
| 3 | 推進体制        | 24 |
| 4 | 進捗管理        | 24 |
| 5 | 進捗状況        | 25 |

## < I >自然環境の状況

### 1 自然・地形・気候

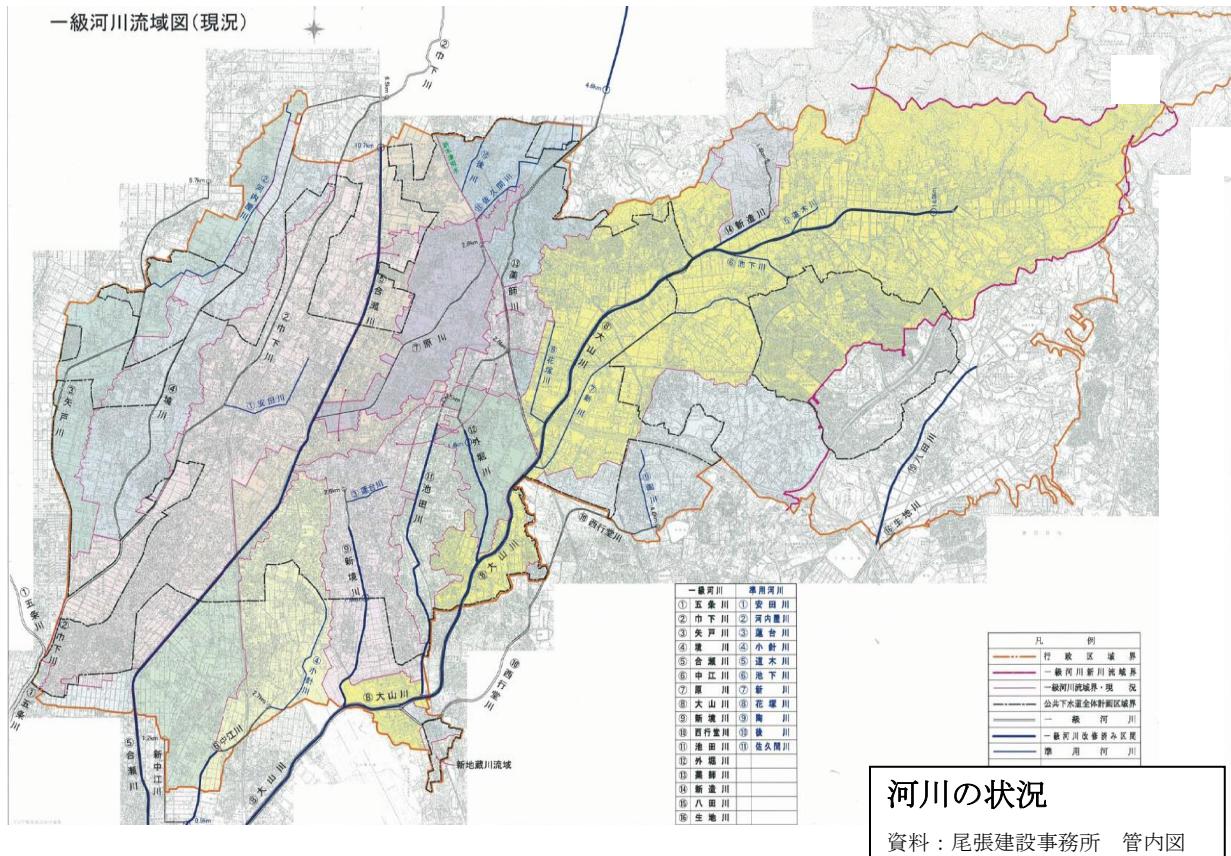
本市の地形は、北東部が天川山（279m）を最高部とした丘陵地で、中央部から西部が平坦地となっており、全体的には、東高西低の特徴を持っています。

北東部の丘陵地は、隣接する犬山市域とあわせて愛岐丘陵とも呼ばれ、岐阜県域から名古屋市の東部地域、さらには知多半島に連なる比較的緩やかな傾斜地形を有しています。市の中央部には、平坦な洪積台地の段丘地形が広がり、西部の沖積地とともに、この平坦地は多くの市民が住む市街地や産業集積地域として活用されています。

本市を流れる自然河川は、五条川水系と大山川水系に分けることができます。五条川の支流である矢戸川・境川・巾下川などは、犬山扇状地の南端から流下しています。

大山川は、本市北部の丘陵地帯を集水地とし、倉谷川、稚児川、池下川などを合流し、池之内、本庄地内で方向を変えて南下しています。さらに、本市南端で西行堂川と合流しています。その他、かんがい用水として、合瀬川（木津用水）、新木津用水、入鹿用水などがあります。

本市は、気候的には、太平洋岸気候区の特徴である夏高温多雨で冬小雨という傾向があります。年平均気温は約18℃と温暖で、降水量にも恵まれています。また、冬には伊吹おろしと呼ばれる強い北西風が吹く日が多くなっています。



## 2 気象

この表は、小牧市消防本部（小牧市安田町 119 番地、北緯 35 度 17 分、東経 136 度 54 分（世界測地系））の観測値です。

平均気温、平均湿度は 1 日 24 回（毎正時）の平均です。

| 年次<br>及び月 | 気温(℃)       |                   |                    | 湿度(%)       | 降水量(mm)        |                          | 風速(m/s)    |                    |
|-----------|-------------|-------------------|--------------------|-------------|----------------|--------------------------|------------|--------------------|
|           | 平均          | 最高                | 最低                 |             | 平均             | 総降水量                     | 最大日量       | 平均                 |
| 2年        | 16.8        | 37.6(8月20日)       | -2.4(2月7日)         | 69.8        | 1,830.0        | 69.0(10月10日)             | 2.3        | 26.5(7月8日)         |
| 3年        | 16.7        | 37.5(8月8日)        | -2.8(1月9日)         | 67.6        | 1,832.0        | 127.5(8月13日)             | 2.2        | 22.9(8月9日)         |
| 4年        | 16.6        | 38.6(7月1日)        | -2.6(1月1日)         | 68.8        | 1,745.0        | 110.0(7月3日)              | 2.2        | 21.6(9月19日)        |
| 5年        | 17.3        | 38.7(7月27日)       | -4.1(1月25日)        | 68.8        | 1,517.5        | 127.0(6月2日)              | 2.2        | 19.9(11月28日)       |
| <b>6年</b> | <b>17.7</b> | <b>39.0(8月5日)</b> | <b>-2.1(1月24日)</b> | <b>71.2</b> | <b>1,713.5</b> | <b>72.0(6月28日・8月24日)</b> | <b>2.2</b> | <b>21.1(3月29日)</b> |
| 6年1月      | 5.6         | 15.3              | -2.1               | 68.4        | 36.0           | 13.0                     | 2.1        | 19.7               |
| 2月        | 7.8         | 20.2              | 0.3                | 67.8        | 117.0          | 42.5                     | 2.3        | 16.1               |
| 3月        | 8.6         | 22.5              | -0.7               | 64.5        | 195.5          | 47.0                     | 2.6        | 21.1               |
| 4月        | 17.3        | 28.1              | 6.1                | 69.4        | 149.5          | 45.0                     | 2.2        | 17.2               |
| 5月        | 19.4        | 30.7              | 9.3                | 68.9        | 185.5          | 51.5                     | 2.7        | 18.2               |
| 6月        | 23.7        | 33.4              | 15.8               | 73.2        | 225.0          | 72.0                     | 2.1        | 12.7               |
| 7月        | 29.0        | 37.6              | 21.6               | 76.4        | 200.0          | 46.5                     | 2.1        | 18.1               |
| 8月        | 30.0        | 39.0              | 22.7               | 74.9        | 282.5          | 72.0                     | 2.4        | 15.0               |
| 9月        | 28.3        | 37.2              | 20.8               | 75.7        | 57.0           | 13.0                     | 2.0        | 13.0               |
| 10月       | 21.4        | 31.9              | 12.6               | 77.5        | 146.0          | 27.0                     | 1.8        | 16.5               |
| 11月       | 14.4        | 24.5              | 4.6                | 69.5        | 118.0          | 56.0                     | 2.0        | 17.3               |
| 12月       | 6.6         | 18.7              | -0.3               | 68.5        | 1.5            | 0.5                      | 2.0        | 17.8               |

## < II >公害の状況

### ～全国の概況～

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められており、国・愛知県・市それぞれがその達成状況等を把握するため、汚染状況を監視、測定しています。

大気については、大気汚染に関する監視項目において概ね環境基準を達成していますが、光化学オキシダントの達成率は依然低い状況です。

水質においては、人の健康の保護に関する環境基準に関してほとんどの地点で達成している状況にあります。一方、生活環境の保全に関する環境基準では、有機汚濁の代表的な水質指標である BOD<sup>※1</sup>については、河川では改善傾向にありますが、湖沼での達成率は低い傾向にあります。

騒音・振動・悪臭は日常生活に特に関係が深く、その発生源は多種多様となっています。

公害苦情の発生状況については、近年は比較的小規模な施設を原因とする苦情が多くみられる傾向にあります。

以下は、本市における公害状況の報告となります。

○用語解説 ※1 BOD : 8 ページ参照

## 1 大気

### 概況

大気汚染とは、人間の経済・社会活動による物質の燃焼等によって大気中に様々な汚染物質が拡散し、大気が汚染されることをいいます。

大気汚染の原因物質として代表的なものには、工場、事業所等の固定発生源から排出される硫黄酸化物 ( $SO_x$ )、窒素酸化物 ( $NO_x$ ) があり、窒素酸化物は自動車等の排出ガスにも含まれます。

硫黄酸化物、窒素酸化物等は酸性雨の原因になります。また、化学変化により大気中で粒子状になると浮遊粒子状物質となり、健康被害を起こすことがあります。さらに、窒素酸化物や揮発性有機化合物 (VOC) 等は太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすことにより「光化学オキシダント」を生成し、これが原因で発生する「光化学スモッグ」も健康被害を起こすことがあり問題となっています。なお、光化学スモッグに関する発令については、令和 6 年度は予報の発令が 1 回ありました。しかしながら、令和 6 年度における光化学スモッグによると思われる健康被害の届出はありませんでした。

## **環境基準**

大気汚染に係る環境基準としては、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントの5物質が定められています。

愛知県では、大気汚染の状況を把握するため、市内中心部（小牧一丁目 小牧高校）に愛知県大気汚染測定局（一般環境大気測定局）を設け、これら5物質の内、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントの4物質の常時監視を行っています。

常時監視結果について、愛知県内の一般環境大気測定局の平均値と比較すると、本市の値は、二酸化窒素は県平均値より高く、二酸化硫黄、光化学オキシダントは同程度となっています。また、浮遊粒子状物質は県平均値より低い値となっています。

二酸化窒素が県平均値より高い理由としては、県内の他の市町と比べると、小牧市は工業都市であり、焼成炉やボイラー等を稼働する工場・事業所が多いこと、名神高速道路、東名高速道路、中央自動車道の結節点であり自動車の通行量が多いこと及び県営名古屋空港を擁し飛行機の運航が多いこと等、二酸化窒素排出源が多いことが一因であると考えられます。

なお、環境基準と比較すると、本市の値は、二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは昼間の一時間値が0.06ppmを超えた時間数（442時間）及び日数（91日）があったため、達成しませんでした。

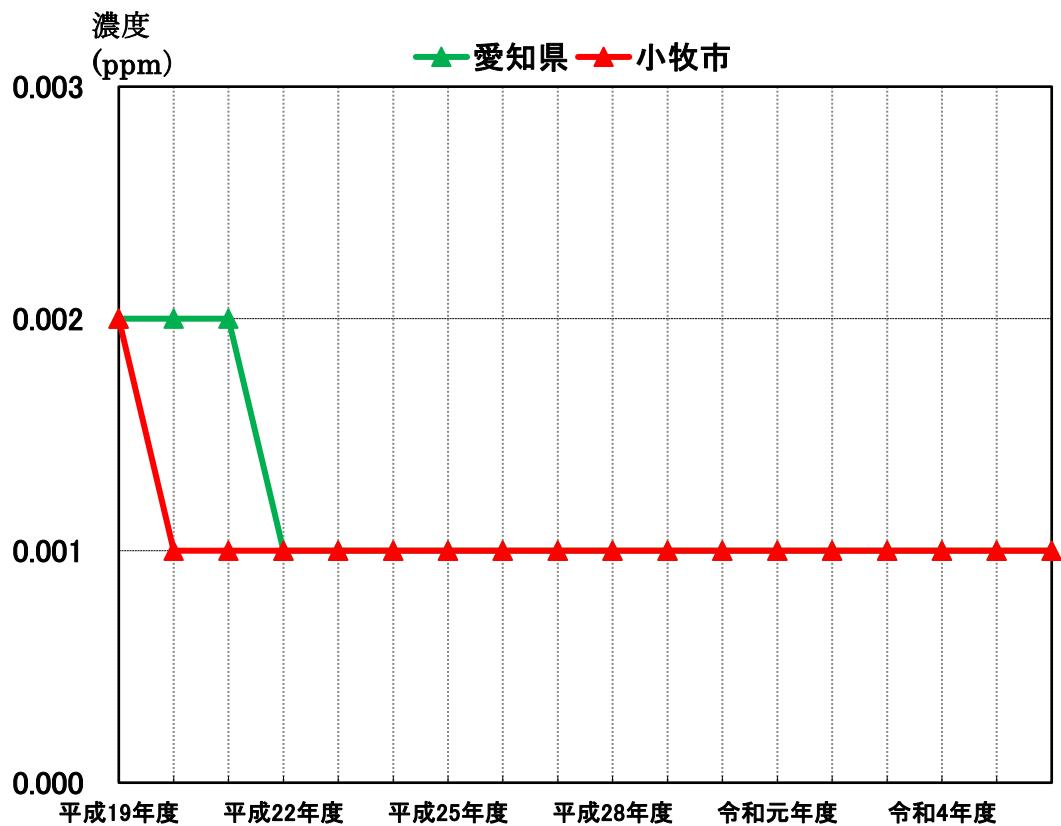


図1 二酸化硫黄 年平均値

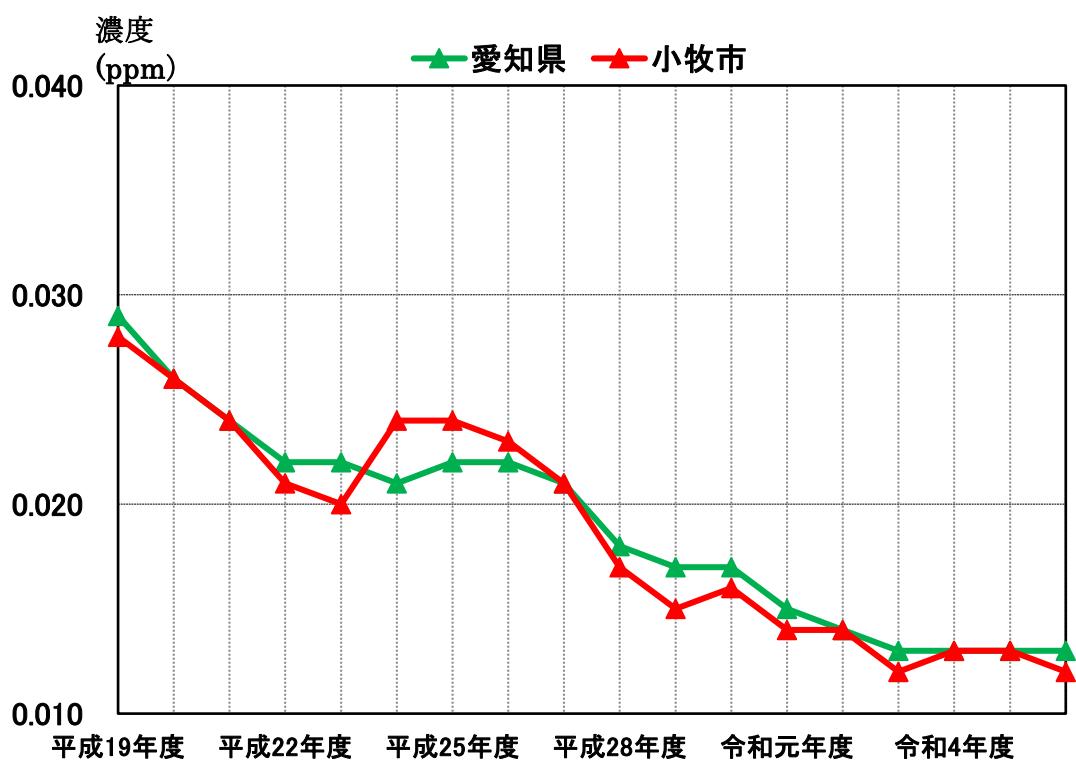


図2 浮遊粒子状物質 年平均値

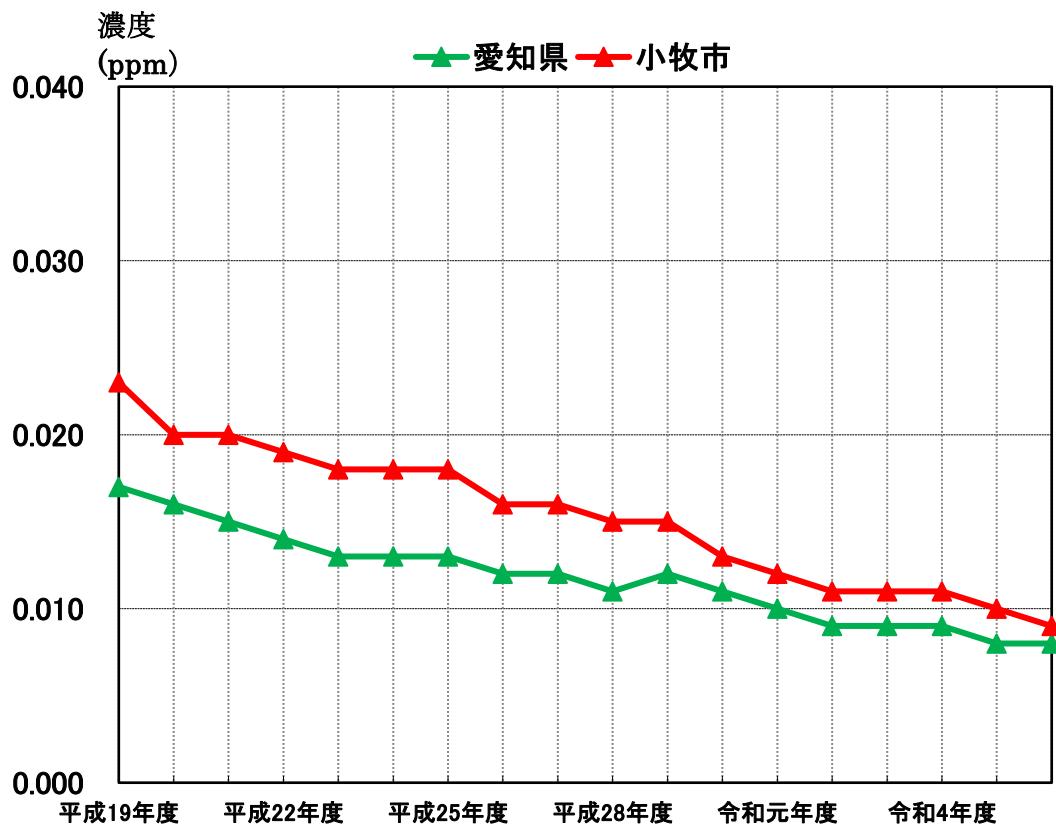


図3 二酸化窒素 年平均値

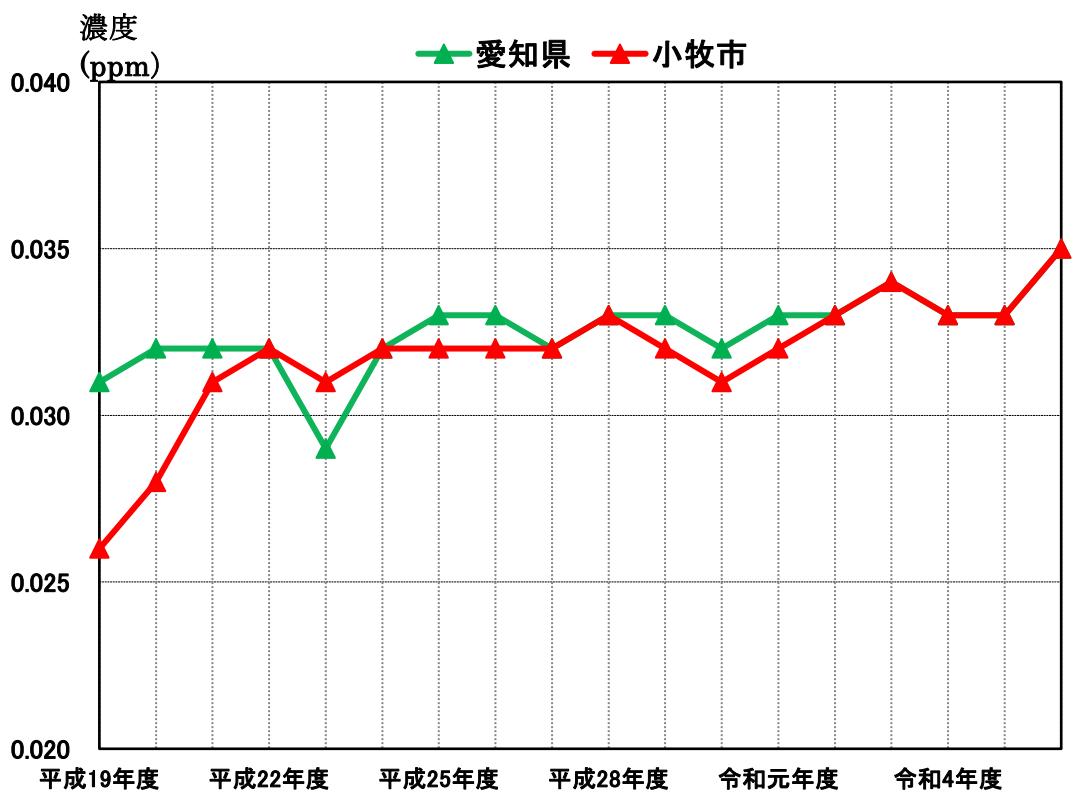


図4 光化学オキシダント 昼間年平均値

## 大気汚染関係 環境基準及び評価方法

| 物 質       |      | 環境上の条件   |
|-----------|------|--|
| 二酸化硫黄     | 環境基準 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。   |
|           | 評価方法 | 年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値について評価する。ただし、1 日平均値が環境基準を超える日が 2 日以上連續した場合は、このような取扱いを行わない。 |
| 一酸化炭素     | 環境基準 | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。   |
|           | 評価方法 | 年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値について評価する。ただし、1 日平均値が環境基準を超える日が 2 日以上連續した場合は、このような取扱いを行わない。 |
| 浮遊粒子状物質   | 環境基準 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                          |
|           | 評価方法 | 年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値について評価する。ただし、1 日平均値が環境基準を超える日が 2 日以上連續した場合は、このような取扱いを行わない。 |
| 二酸化窒素     | 環境基準 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。  |
|           | 評価方法 | 年間における 1 時間値の 1 日平均値のうち、測定値の低い方から 98% に相当する値について評価する。  |
| 光化学オキシダント | 環境基準 | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。  |
|           | 評価方法 | 年間を通じて、各 1 時間値を評価する。ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する。  |

※一酸化炭素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント：昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示 25 号

※二酸化硫黄：昭和 48 年 5 月 16 日 環境庁告示 35 号

※二酸化窒素：昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示 38 号

## 2 水質 概況

水質汚濁は、かつては工場・事業所からの産業排水が主な原因でしたが、産業排水に対する規制の強化と企業の努力によって、工場・事業所から排出され

る汚れは減り、近年は日常生活に伴って排出される炊事、洗濯、風呂、トイレ等の生活排水等の汚れが大きな原因となっています。

公共用水域の水質について、市内の河川は農業用水としての中小河川が多く、依然として渇水期は通水期に比べ工場等からの産業排水や生活排水の割合が多くなり、BOD<sup>\*1</sup>は高い数値を示しています。

今後、一人ひとりが豊かな環境づくりを目指し、水を取り巻く環境の問題意識を高め、洗剤は適量使用する、調理くずは水と一緒に流すのを止める、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、または下水道接続を促進する等、水環境の保全のための行動を実行していくことが重要です。

#### ○用語解説

※1 BOD（生物化学的酸素要求量）[mg/L]：水中の好気性微生物の酸化分解によって消費される酸素量のことです。水の有機汚濁が大きければ、その有機物を栄養分とする微生物の活動も活発になり、微生物によって消費される酸素の量も増加します。従って、BOD の値が大きければ水中の有機汚濁が大きいことを示すため、水の有機汚濁の指標とされています。

### 環境基準

市内 12 河川 37 地点において年 2 回、37 地点のうち 14 地点（図 5★の橋）においては市内の代表する地点として、他に年 4 回の水質調査を実施しています。

公共用水域(河川、湖沼及び海域)の水質については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定められています。この水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)があります。前者は全公共用水域について適用され、後者は類型指定<sup>\*2</sup>されている河川について適用されており、市内の河川では、五条川(待合橋)が D 類型<sup>\*3</sup>に指定されています。

なお、市内で BOD の環境基準が適用されるのは待合橋のみで、その他の橋については基準がありませんが、待合橋と同様に D 類型の基準を参考に評価すると、全ての橋で基準を満たしており、環境保全上の問題はないものと考えられます。

BOD の各調査地点の年平均値については、図 5 のとおり境川の山屋敷橋、西行堂川の下田橋で比較的高い値を示しました。境川の山屋敷橋上流には高負荷の BOD を排出する事業者が確認されているため、事業場排水が主に BOD の上昇に寄与していると推測されます。また、西行堂川の下田橋では上流部に高負荷の BOD を排出する事業者は確認されておらず、かつ、下水道未整備の区域であることから、住宅からの生活排水が主として BOD の上昇に寄与していると推測されます。なお、全体的に通水期の 7、9 月の調査では、BOD は低い値を示しており、渇水期の 1、3 月の調査では高い値を示しています。

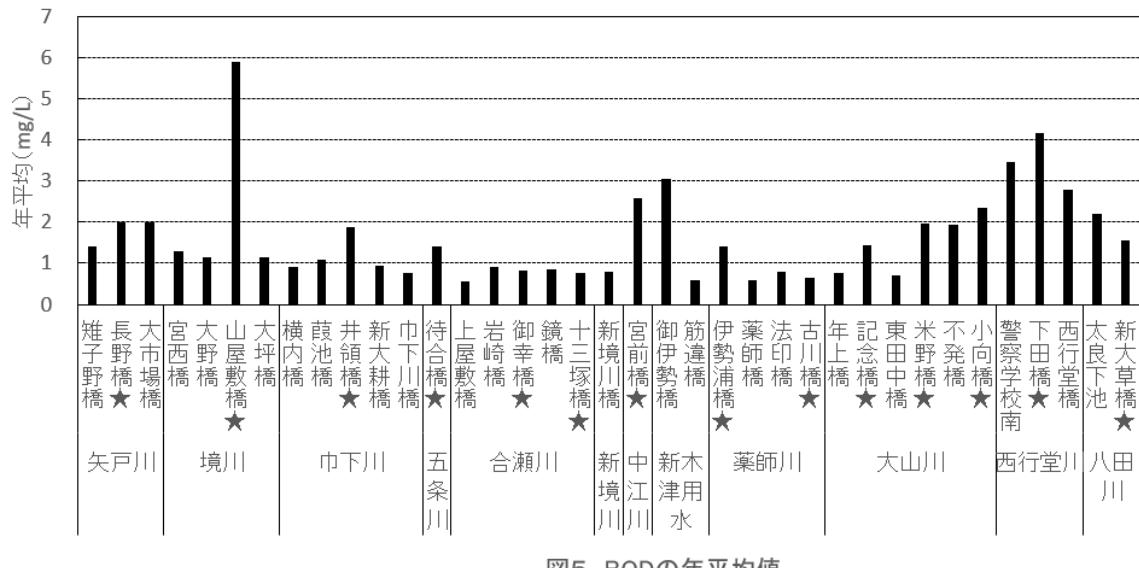
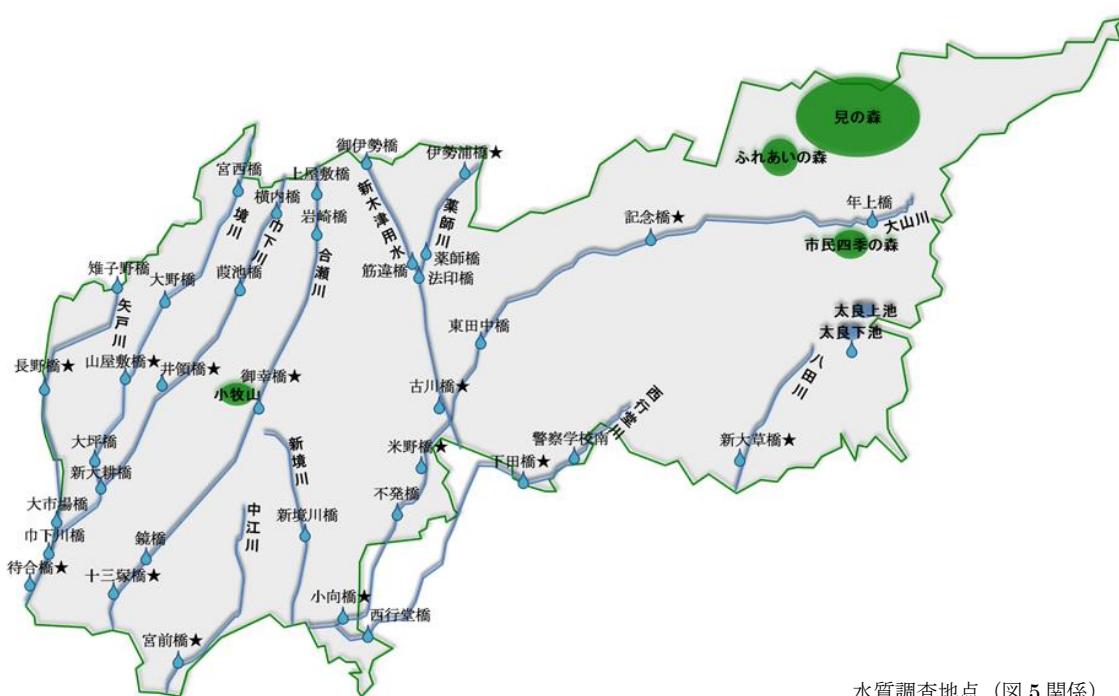


図5 BODの年平均値



#### ○用語解説

※2 類型指定：生活環境の保全に関する環境基準は、全国一律の基準ではなく、河川、湖沼、海域の特性や利用目的に応じて、その適した類型に指定することとされています。河川の場合、pH<sup>※4</sup>、BOD、SS<sup>※5</sup>、DO<sup>※6</sup>及び大腸菌数<sup>※7</sup>の基準値や利用目的の適応性に対応して、AA類型、A類型、B類型、C類型、D類型、E類型の6段階の類型があります。

※3 類型：水質汚濁関係 生活環境の保全に関する環境基準

| 類型 | 利用目的の適応性                            | pH      | BOD          | SS              | DO            | 大腸菌数                    |
|----|-------------------------------------|---------|--------------|-----------------|---------------|-------------------------|
| AA | 水道1級<br>自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの         | 6.5～8.5 | 1mg/L<br>以下  | 25mg/L<br>以下    | 7.5mg/L<br>以上 | 20CFU/<br>100mL<br>以下   |
| A  | 水道2級<br>水産1級<br>水浴<br>及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5～8.5 | 2mg/L<br>以下  | 25mg/L<br>以下    | 7.5mg/L<br>以上 | 300CFU/<br>100mL<br>以下  |
| B  | 水道3級<br>水産2級<br>及びC以下の欄に掲げるもの       | 6.5～8.5 | 3mg/L<br>以下  | 25mg/L<br>以下    | 5mg/L<br>以上   | 1000CFU/<br>100mL<br>以下 |
| C  | 水産3級<br>工業用水1級<br>及びD以下の欄に掲げるもの     | 6.5～8.5 | 5mg/L<br>以下  | 50mg/L<br>以下    | 5mg/L<br>以上   | —                       |
| D  | 工業用水2級<br>農業用水<br>及びEの欄に掲げるもの       | 6.0～8.5 | 8mg/L<br>以下  | 100mg/L<br>以下   | 2mg/L<br>以上   | —                       |
| E  | 工業用水3級<br>環境保全                      | 6.0～8.5 | 10mg/L<br>以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/L<br>以上   | —                       |

※4 pH（水素イオン濃度）：溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合いを示します。水道水の水質基準は、pH5.8～8.6であるとされています。

※5 SS（浮遊物質量）[mg/L]：粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。一定量の水をとってろ過したあと、残留物を乾燥してその重量を測り、それを水中の濃度(mg/L)で表したもののです。

※6 DO（溶存酸素量）[mg/L]：水中に溶けこんでいる酸素量のことをいい、BODとは逆に数値が低いほど、汚濁が進んでいることを表します。コイのような腐敗物を食用とする魚等はDO2～3mg/Lの水中でも生息できますが、普通の魚では、DOが永続して4～5mg/L以下になると生息できないといわれています。

※7 大腸菌数[CFU/100mL]：人や動物の糞便中には大腸菌が多く存在するため、これを測ることにより糞便による汚染の程度を知ることが出来ます。

### 3 土壤

#### 概況

土壤は、水質を浄化し地下水を涵養(かんよう)する機能や、食物を生産する機能等様々な働きを持っています。しかし、汚染物質が留まりやすく、一旦土壤汚染が生じると、農作物や地下水に長期にわたって影響を与えることが多いといわれています。

愛知県環境白書によると、近年、工場跡地等にできた市街地での土壤汚染の判明事例が増加しています。

市内の発生件数は、令和5年度2件、令和6年度1件となっています。

#### ※市内における土壤汚染発生状況

| 年度 | 汚染場所 | 特定有害物質名    | 測定結果最大値            |
|----|------|------------|--------------------|
| R6 | 上末   | ふつ素及びその化合物 | 溶出量 1.3mg/L (1.6倍) |

※ 測定結果最大値の（ ）内は基準値に対する倍率を示す。

上記土壤汚染が判明した場所は、建屋、アスファルト舗装等により覆われているため、汚染土壤の飛散、雨水等による周辺への汚染の拡散はありません。

### 4 騒音・振動

#### 概況

一般に騒音と考えられるものには特に大きい音、不快な音色や衝撃性の音、音声や音楽の聴取を妨害する音、注意力や作業を妨害する音等があり、その多くは、工場や事業所、家庭生活等から発生します。

また振動の多くは、騒音の発生と同じように工場や建設作業等から発生します。

騒音、振動は人によって感じ方が異なり、心理的な要因に大きく左右されることから、いわゆる「感覚公害」といわれ、その対応の難しさがあります。

騒音関係の苦情としては、工作機械等から発生する騒音や建設工事に伴う作業音に対するものが多く寄せられています。

本市では、環境騒音の状況を把握することを目的に騒音測定調査を毎年1回実施しています。調査結果については、全ての地点で環境基準を達成していました。

## 令和 6 年度環境騒音結果

| 測定場所                            | 測定日時                | 環境基準                   |                        | 測定値                    |                        | 適合の有無                  |                        |
|---------------------------------|---------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
|                                 |                     | 昼間<br>(6:00～<br>22:00) | 夜間<br>(22:00<br>～6:00) | 昼間<br>(6:00～<br>22:00) | 夜間<br>(22:00<br>～6:00) | 昼間<br>(6:00～<br>22:00) | 夜間<br>(22:00<br>～6:00) |
| ① 商業地域 (C 類型)<br>北外山            | 令和 6 年<br>12 月 11 日 | 60dB<br>以下             | 50dB<br>以下             | 53dB                   | 45dB                   | ○                      | ○                      |
| 第一種低層住居<br>② 専用地域 (A 類型)<br>光ヶ丘 | 令和 6 年<br>12 月 12 日 | 55dB<br>以下             | 45dB<br>以下             | 46dB                   | 42dB                   | ○                      | ○                      |
| 調整区域 (B 類型)<br>③ 林              | 令和 6 年<br>12 月 18 日 | 55dB<br>以下             | 45dB<br>以下             | 49dB                   | 30dB                   | ○                      | ○                      |
| 準工業地域 (C 類<br>型)<br>④ 三ツ渕       | 令和 6 年<br>12 月 17 日 | 60dB<br>以下             | 50dB<br>以下             | 55dB                   | 40dB                   | ○                      | ○                      |

## 騒音関係 道路に面する地域以外の地域に係る環境基準

| 地域の類型 | 時間の区分                               | 基準値     |         |
|-------|-------------------------------------|---------|---------|
|       |                                     | 昼間      | 夜間      |
| AA 類型 | 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域 | 50 dB以下 | 40 dB以下 |
| A 類型  | 第一種低層住専、第一種中高層住専等、専ら住居の用に供される地域     | 55 dB以下 | 45 dB以下 |
| B 類型  | 第一種住居、調整等、主として住居の用に供される地域           |         |         |
| C 類型  | 商業、準工業、工業等相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 | 60 dB以下 | 50 dB以下 |

## 5 地盤沈下

### 概況

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより、地中の粘土層が収縮することによって発生すると考えられています。

地下水は、飲料水のみならず、産業の分野でも使用されてきましたが、法令により汲み上げ量が規制されたこと等に伴い、現在の尾張地域では、概ね沈静化の傾向を示しています。

## 6 悪臭

### 概況

悪臭は、直接的な健康被害ではなく、むしろ快・不快に関わる問題であることから、騒音・振動とともに「感覚公害」と呼ばれています。

以前の苦情発生原因は、大型化学工場や畜産農業等からのいわゆる「悪臭」が大部分を占めていましたが、近年は飲食店等のサービス業からのいわゆる「都市・生活型」と呼ばれる身の回りから発生する「におい」が増加傾向にあります。

## 7 公害の種類別苦情件数

### 概況

市民から寄せられた公害の苦情件数は、令和6年度 159件で前年度に比べ8件減少しました。

令和6年度の苦情件数を種類別に見ると、大気汚染が 47 件（苦情件数の 29.6%）と最も多く、その内容は一般家庭や事業系の「焼却（野焼き）による苦情等です。

次いで、騒音は 33 件で、発生源別では機械・工作機械の作業音や建設作業に伴う騒音、荷物の積み下ろし作業音等による苦情です。悪臭の 29 件は、主に工場等からの悪臭物質の大気拡散や、工場・生活排水による水路の汚濁に起因する悪臭等です。水質汚濁の 11 件は、主に工場等からの油の流出や河川の濁り等です。このように、苦情の種類は大気汚染や騒音等日常生活に密接したものが多く、その発生原因は多種多様に及んでいます。

苦情受付件数 (件)

| 種別<br>年度 | 大気<br>汚染 | 水質<br>汚濁 | 土壤<br>汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤<br>沈下 | 悪臭 | その他 | 計   |
|----------|----------|----------|----------|----|----|----------|----|-----|-----|
| R2       | 86       | 19       | 0        | 37 | 0  | 0        | 27 | 5   | 174 |
| R3       | 76       | 16       | 0        | 38 | 1  | 0        | 41 | 7   | 179 |
| R4       | 78       | 20       | 0        | 35 | 2  | 0        | 23 | 21  | 179 |
| R5       | 42       | 26       | 0        | 36 | 2  | 0        | 33 | 28  | 167 |
| R6       | 47       | 11       | 0        | 33 | 3  | 0        | 29 | 36  | 159 |

### <Ⅲ>廃棄物の状況

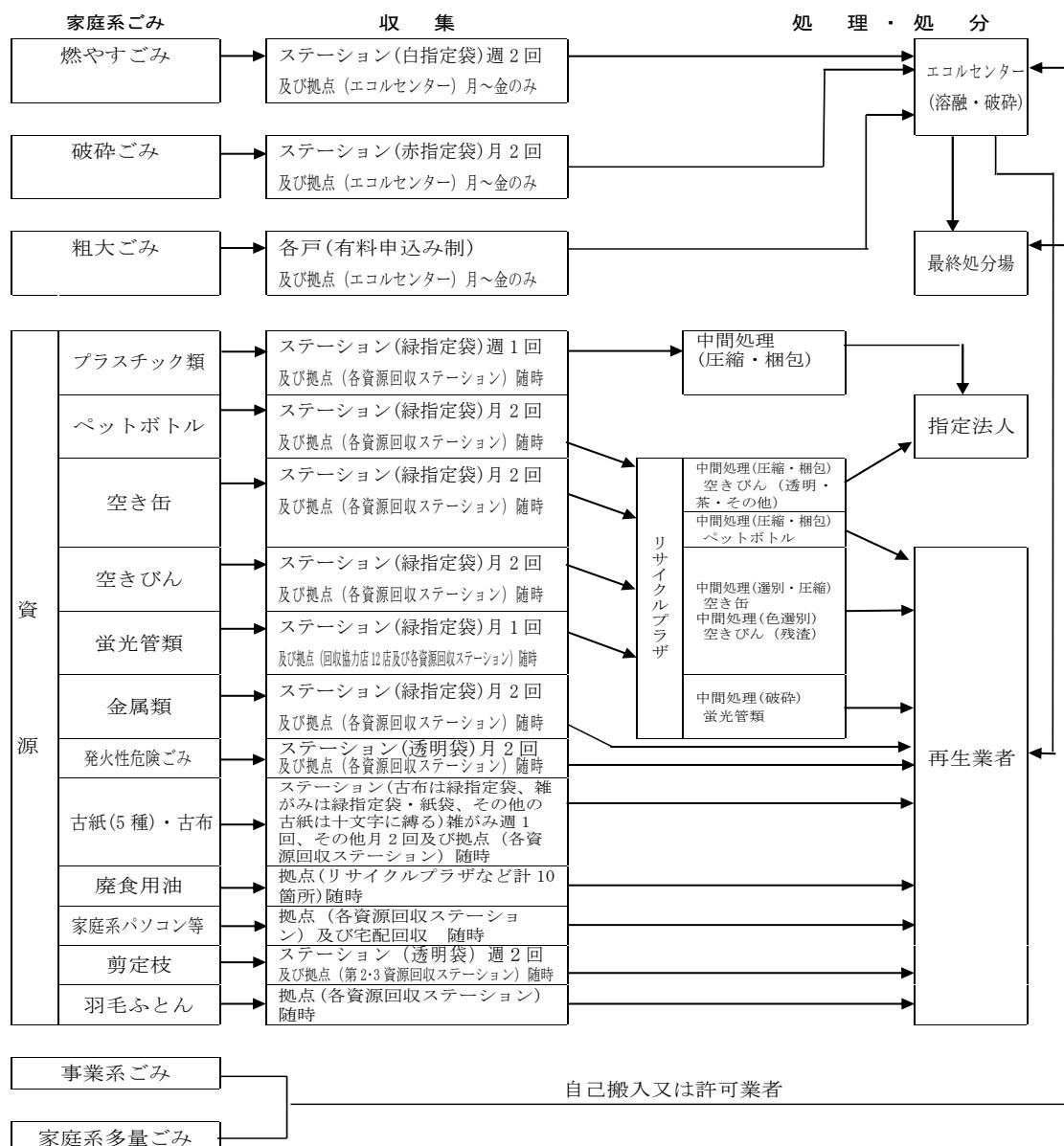
#### 1 概要

年々、多様化するごみを資源化し、環境衛生上支障のないよう処理するため、本市では、収集運搬体制の整備と充実に努めるとともに、排出者である市民及び事業者に対して正しいごみの処理方法、ごみの減量・再利用など市の清掃事業への理解と協力を積極的に呼び掛けてきました。

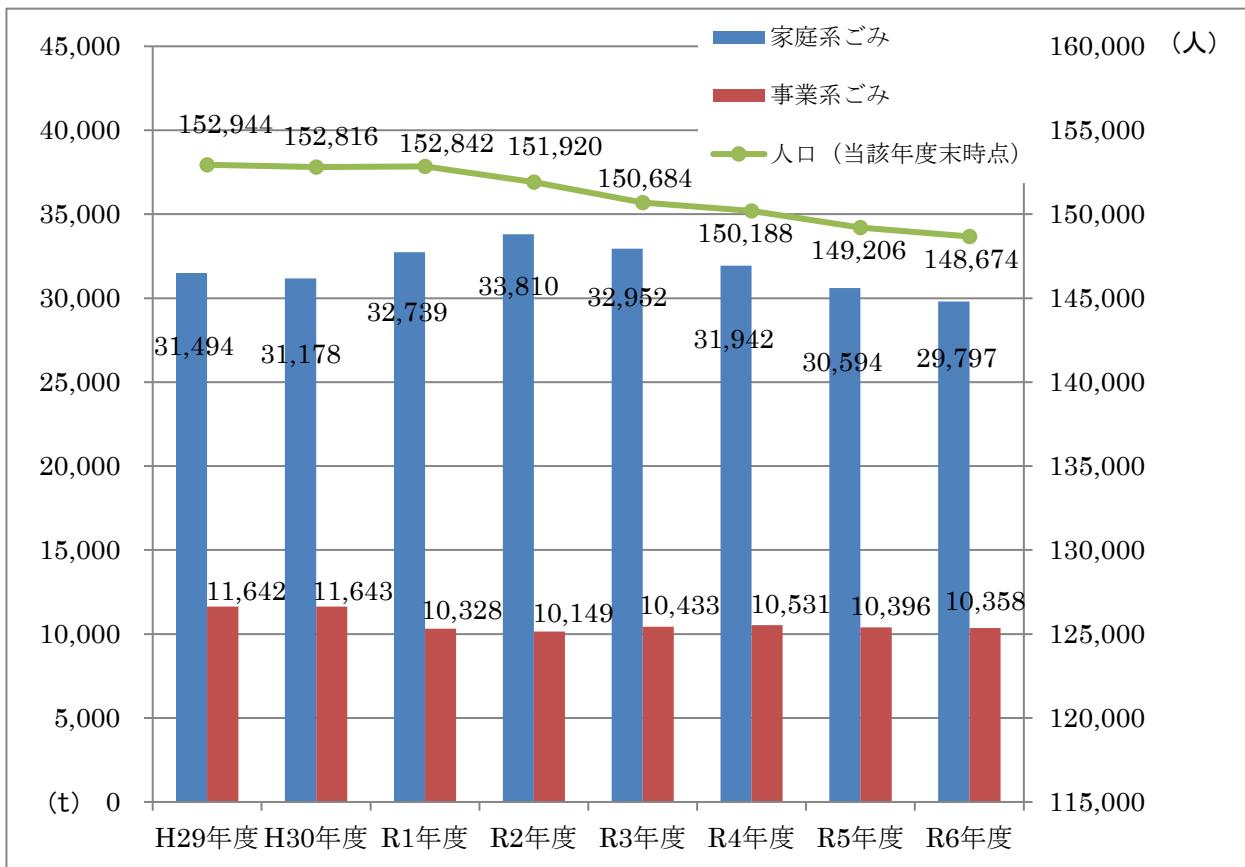
本市では、一般廃棄物を以下のとおり収集・処理しています。

このうち、家庭から排出されるものは4分別20種類に区分し、自己搬入あるいは市が収集をしています。事業系ごみ及び家庭系多量ごみについては、自己搬入あるいは市の許可を受けた一般廃棄物処理業者が収集運搬を行っています。

処理については、「燃やすごみ」「破碎ごみ」「粗大ごみ」及び事業系ごみ・家庭系多量ごみは「小牧岩倉エコルセンター（以下「エコルセンター」という。）」で、その他家庭系資源については再資源化施設で行っています。



## ごみ排出量と人口との比較



## 2 ごみ減量・再資源化

### 啓発事業

#### ●刊行物の発行

「資源・ごみの分け方と出し方」、「資源・ごみの分別早見表」、「資源・ごみ収集カレンダー」、「外国語（7カ国）対応のパンフレット概要版」の配布をしています。

また、平成29年7月からは日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語の計8カ国に対応したごみ分別アプリ「さんあ～る」を配信しており、ごみの収集日と正しい分け方や出し方を示してマナーの徹底を図っています。

事業者に対しては、パンフレット「事業者の皆様へ」を作成、市内全事業者へ配布し、ごみ減量に対する啓発を行っています。

## ●小学校4年生社会科学習資料の作成（平成7年度～）

小学校4年生が社会科の授業の中で、ごみの減量と資源のリサイクルの必要性を学んでいます。（「私たちのくらしとごみ」）

## ●出前講座（平成8年度～）

生涯学習まちづくり出前講座の講座「ごみのはなし」、「資源・ごみの分別講座」として、職員を講師として派遣しています。（令和6年度 延べ参加者 528人（全14回））

## ●行事への参加

イベント等（環境フェア、小牧市民まつり）でごみの分別指導やごみ減量の啓発を行っています。



## ●ごみ集積場での分別指導

ごみ集積場へ職員が出向き、各行政区の役員とともに分別指導を行っています。

## 再資源化事業

### ●資源回収量

市による分別収集、エコルセンターの破碎施設などからの回収、子ども会などによる集団回収により資源回収を行っています。

単位:t

| 年度<br>区分   | R2                 | R3                 | R4                 | R5                 | R6                 |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 行政回収量      | 8,280<br>(12,459)  | 8,099<br>(12,128)  | 7,867<br>(12,150)  | 7,604<br>(12,277)  | 7,694<br>(12,252)  |
| ごみ処理施設資源化量 | 4,438              | 4,389              | 4,139              | 4,044              | 3,941              |
| 集団回収量      | 695<br>(1,297)     | 631<br>(1,355)     | 670<br>(1,327)     | 570<br>(1,173)     | 441<br>(1,017)     |
| 合計         | 13,413<br>(18,194) | 13,119<br>(17,872) | 12,676<br>(17,617) | 12,217<br>(17,494) | 12,076<br>(17,210) |

※（ ）内は事業系資源及び新聞店回収分等を含んで算出した値

※四捨五入の為合計値が一致しない年もある。

### ●再資源化率

| 年度           | R2   | R3   | R4   | R5   | R6   |
|--------------|------|------|------|------|------|
| 再資源化率<br>(%) | 36.7 | 36.6 | 36.5 | 37.3 | 37.6 |

## ●資源分別収集事業（昭和 59 年 7 月～）

単位 : t

| 区分<br>年度        | R2       | R3       | R4       | R5       | R6       |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| プラスチック類         | 2,127.78 | 2,118.36 | 2,035.25 | 1,913.97 | 1,993.75 |
| 空きびん            | 642.08   | 639.89   | 629.52   | 549.44   | 524.79   |
| スチール缶           | 92.08    | 80.56    | 82.89    | 59.80    | 49.69    |
| アルミ缶            | 142.48   | 141.16   | 126.87   | 93.78    | 72.19    |
| ペットボトル          | 402.80   | 409.69   | 413.62   | 401.93   | 393.17   |
| 古紙・古布           | 3,004.20 | 2,820.23 | 2,559.30 | 2,332.58 | 2,266.97 |
| 金属類             | 458.94   | 388.63   | 274.79   | 243.43   | 215.85   |
| 発火性危険ごみ         | 73.13    | 78.49    | 73.95    | 73.11    | 70.73    |
| 家庭系パソコン<br>携帯電話 | 18.92    | 16.93    | 13.35    | 11.15    | 10.23    |
| 蛍光管類            | 13.40    | 11.64    | 10.48    | 10.79    | 9.18     |
| 合計              | 6,975.81 | 6,705.58 | 6,220.02 | 5,689.98 | 5,606.55 |

※令和 6 年 4 月より「燃やすごみ」、「破碎ごみ」に分別していたプラスチック製品を  
「プラスチック類」として分別

## ●廃食用油（天ぷら油）回収事業（平成 18 年 4 月～）

各家庭や学校給食センター・保育園で排出される使用済み食用油をリサイクルプラザ、  
資源回収ステーション、各市民センター等で回収し、バイオディーゼル燃料や粉せっけん、ハンドソープなどに再生しています。

回収量

単位 : L

| 回収場所<br>年度  | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 給食センター      | 11,780 | 15,065 | 13,380 | 12,396 | 11,720 |
| 保育園         | 1,475  | 1,295  | 1,300  | 1,192  | 1,165  |
| 資源回収ステーション等 | 24,355 | 23,745 | 19,440 | 18,305 | 17,870 |
| 回収量合計       | 37,610 | 40,105 | 34,120 | 31,893 | 30,755 |

## ●資源回収事業奨励金交付事業（平成 9 年 4 月～）

子ども会、PTA など各種団体による古新聞等の資源回収の実施は、ごみの減量・再資源化のみならず、地域コミュニティの育成に役立っています。ごみの減量・再資源化を一層推進するため、資源回収登録団体に 5 円／kg の奨励金（平成 14 年 4 月 1 日から逆有償の場合は 2 円／kg を限度として逆有償分を加算）を交付しています。

単位：t

| 年度 | 実施団体数 | 古紙類     | 古布類    | 空き缶    | 合 計     | 奨励金額(円)   |
|----|-------|---------|--------|--------|---------|-----------|
| R2 | 71    | 610.009 | 19.173 | 12.154 | 641.336 | 3,146,290 |
| R3 | 68    | 551.558 | 20.373 | 9.942  | 581.873 | 2,860,135 |
| R4 | 70    | 592.349 | 20.713 | 11.617 | 624.679 | 3,065,470 |
| R5 | 71    | 503.613 | 19.091 | 10.096 | 532.800 | 2,613,900 |
| R6 | 62    | 389.842 | 12.520 | 8.830  | 411.190 | 2,012,030 |

## 排出抑制事業

### ●家庭用生ごみ処理機器等購入費補助事業（平成 11 年 5 月～）

家庭から出る生ごみの処理を推進するため、市民が生ごみ処理機を購入した際に購入費の一部を補助しています。

#### 家庭用生ごみ処理機器等購入費補助基數

単位：基

| 年 度     | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 生ごみ処理機  | 30 | 29 | 17 | 35 | 39 |
| 堆肥化容器   | 12 | 11 | 10 | 14 | 5  |
| 減 量 容 器 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |

### ●家庭用剪定枝粉碎機貸出事業（平成 22 年 6 月～）

剪定枝粉碎機を市民に対して無償で貸与することにより、剪定枝の有効利用を促進し、燃やすごみの減量及び資源化を推進しています。

単位：件

| 年度  | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----|----|----|----|----|----|
| 件 数 | 26 | 42 | 31 | 28 | 25 |

## ●剪定枝の再資源化

エコルセンターに搬入すると、燃やすごみとして処理される剪定枝について、事業所から出るものは、堆肥化等を行う民間の再資源化施設に直接持ち込むよう事業者に指導をしています。また、家庭から出るものについては、第2・3資源回収ステーションに拠点回収場所を設置するとともに、平成30年10月からごみ集積場に排出された剪定枝も資源化しています。

単位:t

| 区分\年度 | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 家庭系   | 1,269 | 1,357 | 1,615 | 1,884 | 2,059 |
| 事業系   | 3,866 | 3,720 | 3,996 | 4,272 | 4,101 |

### 3 し尿処理

#### 概況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集は、市の許可業者が行い、それぞれ「小牧市クリーンセンター」で処理しています。

#### し尿処理量の推移

単位：kL

| 年 度<br>区 分  |       | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     |
|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収<br>集<br>量 | し 尿   | 1,898  | 1,097  | 1,118  | 1,107  | 1,083  |
|             | 浄化槽汚泥 | 20,684 | 21,762 | 22,367 | 21,614 | 22,327 |
|             | 合 計   | 22,582 | 22,859 | 23,485 | 22,721 | 23,410 |
| 処<br>理<br>量 |       | 施設処理量  | 22,582 | 22,859 | 23,485 | 22,721 |
|             |       |        |        |        |        | 23,410 |

#### 浄化槽設置基数

単位：基

| 年 度<br>区 分 |  | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 単 独 処 理    |  | 10,303 | 10,283 | 10,276 | 10,256 | 10,334 |
| 合 併 処 理    |  | 4,026  | 4,094  | 4,207  | 4,283  | 4,960  |
| 計          |  | 14,329 | 14,377 | 14,483 | 14,539 | 15,294 |

#### 処理対象人口の推移

単位：人

| 年 度<br>区 分            |            | R2      | R3      | R4      | R5      | R6      |
|-----------------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 行政区域内人口               |            | 151,920 | 150,684 | 150,188 | 149,206 | 148,674 |
| 水<br>洗<br>化<br>人<br>口 | 公共下水道によるもの | 118,320 | 119,050 | 119,352 | 119,049 | 118,968 |
|                       | 浄化槽によるもの   | 31,268  | 30,286  | 29,463  | 28,801  | 28,376  |
| 非水洗化人口                |            | 2,332   | 1,348   | 1,373   | 1,356   | 1,330   |

## <IV>第三次小牧市環境基本計画の進捗状況

### 1 計画の趣旨

#### 計画の目的と役割

環境基本計画は、地域の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画です。本市は、平成15（2003）年3月に第一次となる環境基本計画を策定し、平成17（2005）年には小牧市環境都市宣言を行い、平成20（2008）年3月の改訂を経て、平成25（2013）年3月には、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含する第二次環境基本計画（以下「第二次計画」という。）を策定し、計画を着実に推進するよう努めてきました。

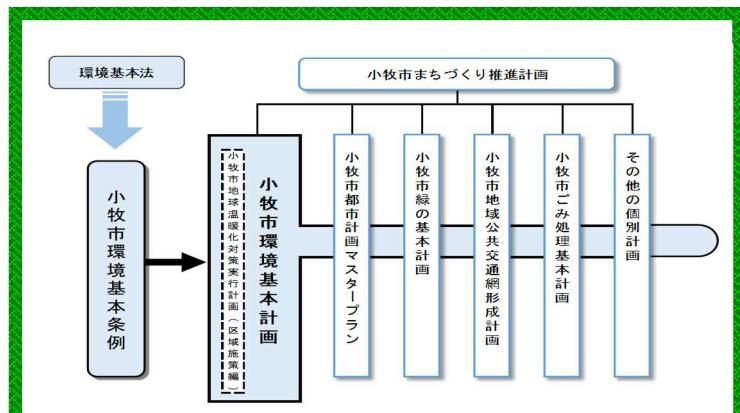
第二次計画策定後、平成27（2015）年にパリ協定が採択されたことにより、一層の地球温暖化対策が求められています。また、生物多様性の損失も課題に挙げられることから、第三次環境基本計画を策定することにしました。

#### 計画の位置づけ

この計画と他の計画との関係は、小牧市まちづくり推進計画から展開する各種計画の環境に関する施策や事業について、横断的に整合を図っています。

#### 計画の期間

令和2（2020）年度から令和12（2030）年度の11年間とし、5年を目安に見直すこととします。

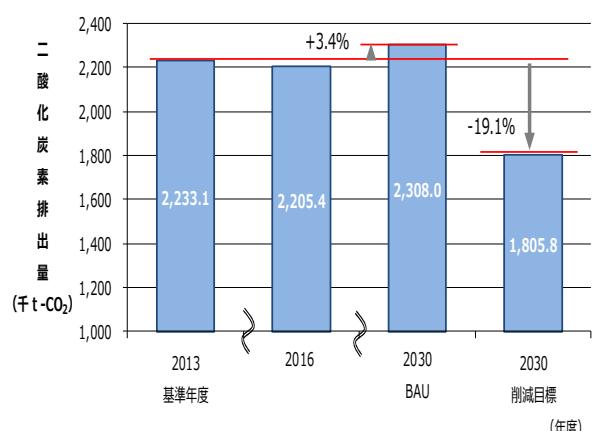


### 小牧市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての目標

#### 2030年度の温室効果ガス排出量削減目標

基準年度である平成25（2013）年度比で19.1%削減します。

<令和2年3月策定>



本市の温室効果ガス排出量は、2013年度から2016年度にかけてわずかに減少しています。現在の生活スタイル、事業スタイルが続くと（BAU）、2030年度には3.4%増加すると見込まれます。国の地球温暖化対策計画の部門別削減率を小牧市に当てはめると、2030年度に2013年度から19.1%削減が必要となります。

※2030年度のBAUは、2016年度時点の生活スタイル・事業スタイルがそのまま続いたとき（現状趨勢）の排出量を示します。

## 2 環境基本計画の施策体系

| 基本目標   | 環境テーマ              | 施策                      |
|--|--------------------|-------------------------|
| 1. 人づくり・基盤整備                                     | ①環境教育・環境学習         | 環境教育の推進                 |
|  |                    | 学習機会の提供                 |
|  | ②環境コミュニケーション、活動の支援 | 環境保全活動の促進               |
|  |                    | 活動団体の支援                 |
| 2. 地球温暖化対策の推進<br><br>(小牧市地球温暖化対策実行<br>計画(区域施策編)) | ①省エネルギー対策の推進       | 市の率先行動                  |
|  |                    | 省エネルギー対策・省エネルギー型機器導入の促進 |
|  | ②再生可能エネルギーの普及促進    | 市の率先行動                  |
|  |                    | 設備導入の支援                 |
|  | ③気候変動への適応          | 気候変動への対策                |
|  | ④交通対策の推進           | 公共交通の利用促進               |
|  |                    | 自転車の利用促進                |
|  |                    | 自動車による環境負荷の低減           |
| 3. 快適な生活環境の確保                                    | ①健康の確保             | 環境監視・対策の徹底              |
|  | ②景観整備              | 美しいまちづくり                |
| 4. 循環型社会の構築                                      | ①資源の有効利用とごみの適正処理   | ごみの発生抑制                 |
|  |                    | 分別の徹底                   |
|  |                    | ごみ再資源化の推進               |
|  |                    | ごみの適正処理                 |
| 5. 生物多様性の保全                                      | ①自然環境の保全と創出        | 水辺の保全と創出                |
|  |                    | 緑の保全と質の向上               |
|  |                    | 森林・農地の保全                |
|  |                    | 外来種対策                   |
|  | ②自然との共生            | 自然体験の促進                 |

基本目標の下のアイコンは、SDGs の 17 の目標のうち施策に関する目標を示しています。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な产业化の促進及びイノベーションの推進を図る



都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



持続可能な消費と生産のパターンを確保する



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



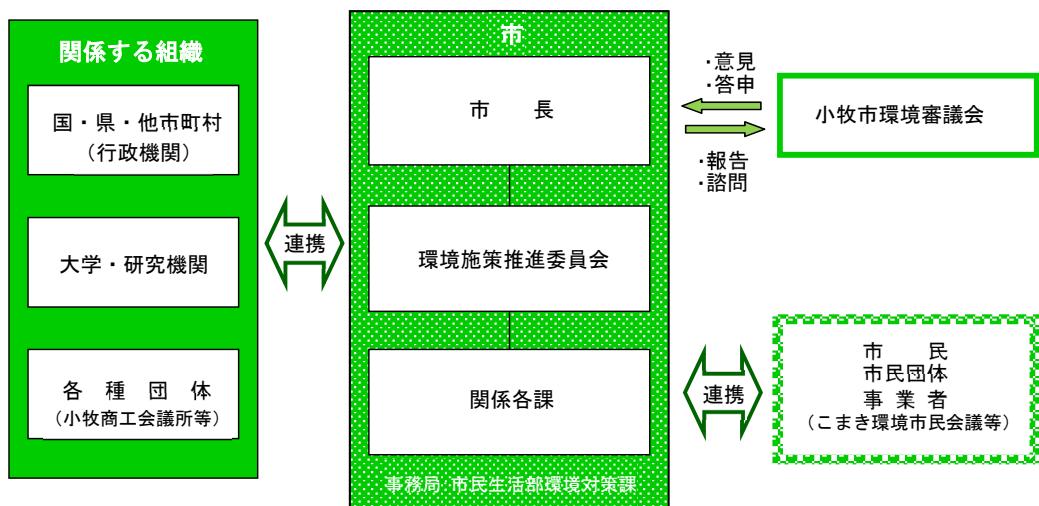
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

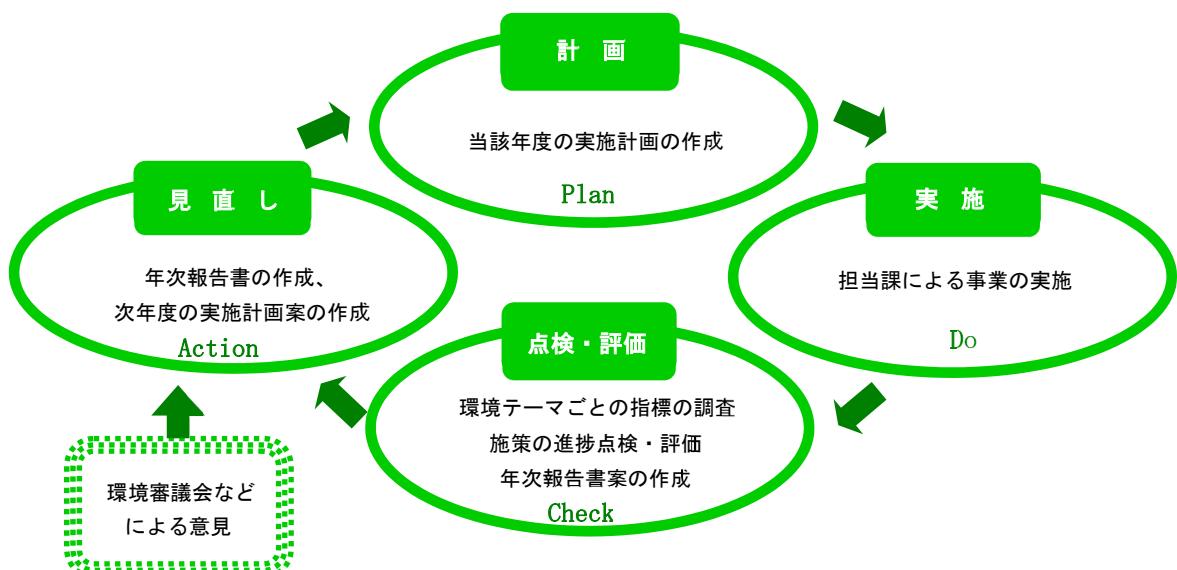
### 3 推進体制

基本計画を推進するために、事業を確実に行うことのできる府内組織を整備するとともに、これに連携する市民や市民団体、関連する行政機関や研究機関・各種団体などと事業を協働して推進する体制を確立します。



### 4 進捗管理

基本計画の実効性を高めるために、実施すべき事業の検討、実施した事業の効果確認を繰り返しながら、計画の進捗管理を行います。市が中心となって実施する主な事業メニューは、毎年度実施計画を作成し、PDCAサイクル手法により継続的に評価・見直しを行ながら推進します。



## 5 進捗状況

### 基本目標1 人づくり・基盤整備



#### ①環境教育・環境学習

環境保全活動を促進するためには、市民一人ひとりが取り組むことの必要性を理解するとともに、必要な情報を入手できる環境を整備する必要があります。今後も子どもへの環境教育や市民への情報提供、学習機会の提供などを継続的に実施します。

#### ②環境コミュニケーション、活動の支援

環境保全活動を実施しやすくするため、参加機会の充実、活動資金やノウハウ提供など、必要な支援を実施していきます。

| 環境テーマ      | 指標                                     | 基準値<br>平成30年度 | 目指す<br>方向 | 進捗状況    |         |         | 達成 |
|------------|--|---------------|-----------|---------|---------|---------|----|
|            |  |               |           | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |    |
| ①環境教育・環境学習 | 小中学生の環境にやさしい生活の達成率(エコライフチェックシート)       | 69.4%         | ↗         | 71.9%   | 72.1%   | 71.1%   |    |
|            | 環境関連講座等参加人数(市民環境講座、リサイクル体験教室参加者数などの合計) | 5,071人        | ↗         | 1,399人  | 2,854人  | 2,575人  |    |
| ②環境活動の支援   | エコポイント制度年間利用者数                         | 522人          | ↗         | 394人    | 373人    | 471人    |    |
|            | アダプトプログラム年間活動者数                        | 16,829人       | ↗         | 15,186人 | 16,267人 | 13,802人 |    |

※指標の基準値から進捗状況の実績値への数値の変化を以下のように示しています。



基準値から実績値への変化が目指す方向と一致している指標



基準値から実績値への変化がない指標



基準値から実績値への変化が目指す方向と一致していない指標



市民意識調査が実施されていないことにより、達成状況が判定できないもの

## 環境フェア等イベントの実施

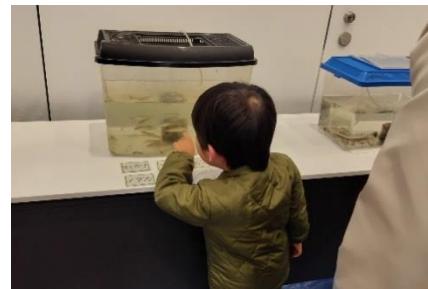
## ①環境教育・環境学習

### 【 施策説明 】

こまき環境市民会議への委託事業として、イベントの実施を通じ、環境について学習する機会を提供する。

#### ●取組・実績

「2024 いきいきこまき」内の共同開催として、11/16（土）に中央図書館イベントスペース及びにぎわい広場にて環境フェアを開催し、マイバッグ作りや丸太切り、市内の川に生息する生きものの展示等を行い、環境学習の機会を提供した。



(生きものの展示)

## アダプトプログラムの活動促進

## ②環境コミュニケーション、活動の支援

### 【 施策説明 】

市内の道路や河川等を市民等が里親となって愛情と責任をもって定期的に清掃し、環境美化に対する意識の高揚を図り、市民と市の協働による環境美化を推進する。

#### ●取組・実績

市民、事業者に対し、広報やホームページにより参加を呼びかけた。

登録団体数 47 団体・個人 4 人、年間活動者数 13,802 人



(アダプトプログラム活動)

## その他の取組

| テーマ        | 事 業         | 内 容  |
|------------|-------------|--|
| ①環境教育・環境学習 | 学校版 EMS の推進 | <p>学校における環境改善活動の一助として学校版 EMS を充実し、環境によい学校づくりに取り組む意識の啓発を行う。</p> <p>➢ 令和 6 年度に認定期間を見直し、11～1 月にかけて 8 校の現地調査を実施した。</p>   |
|            | 食を通じた環境教育   | <p>6 月の食育月間に併せて、食育に関する普及啓発を実施する。</p> <p>➢ 6 月と毎月 19 日の食育の日に併せて市役所本庁舎にてフードドライブ事業を実施し、食育に関する普及啓発を行った（寄付人数：35 名）。</p> <p>学校給食を通して市内で作られている農作物に関心を持ち、自然の恵みや栄養価の摂取、食料の生産・流通・消費について理解を深める。</p> <p>➢ 小牧の食材を学校給食で提供した（通年）。</p> <p>➢ 9 月及び 1 月に家庭配布用献立表に小牧の食材を掲載し、保護者及び児童生徒に周知した。</p> <p>➢ 9 月～11 月に応募献立を実施し、児童生徒に食の関心を持たせた。</p> <p>➢ 11 月の「愛知を食べる学校給食週間」及び 1 月の「全国学校給食週間」において、クラス掲示用ポスターで小牧の食材を周知した。</p> |

| テーマ                          | 事 業              | 内 容  |
|------------------------------|------------------|--|
| ①環境教育・環境学習                   | 環境教育の推進          | <p>市内各保育園で園児を対象に、ごみの分別など、環境に心がけた生活を学び、環境保全の大切さを伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日々の保育の中で、ごみの分別等を園児と一緒に実践した。</li> </ul> <p>児童を対象として環境学習を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 小学4年生を中心に総合的な学習時間において、環境学習を実施した。</li> <li>➢ 川の水質調査や里山保全活動等の体験活動を実施した。</li> <li>➢ リサイクルハウスの施設見学及びプラザハウスの紙すき体験教室を実施した(市内小学校計7校504人、その他3団体87人)。</li> </ul> |
|                              | 環境関連講座の充実        | <p>環境関連の市民講座や出前講座、体験教室等の企画・提供により、環境啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 親子向け市民環境講座「パソコン分解教室」を開催した(7/27 12組31人参加)。</li> <li>➢ プラザハウス常設体験教室を実施した(紙すき9人、サンドブラスト70人、とんぼ玉作り18人参加)。</li> <li>➢ プラザハウス特別体験教室を実施した(426人参加)。</li> <li>➢ 市主催のイベントにリサイクル関連の体験教室を出展した(バラ・アジサイまつり578人、いきいきこまき18人参加)。</li> </ul>  |
|                              | 体験活動の場や機会の提供     | <p>自然観察を通して、心豊かな子どもの成長を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「児の森 里山自然体験」を開催した(全6回 30人受講)。</li> <li>➢ 自然観察学習講座「身近な里山の自然観察」を開催した(7/7 12家族、11/10 11家族受講)。</li> <li>➢ 自然観察学習講座「大山川の自然観察」を開催した(9/8 11家族受講)。</li> <li>➢ 「児の森クイズラリー」を開催した(10/6 9家族受講)。</li> </ul>   |
| ②環境活動の支援<br>ン、環境コミュニティーケーション | 環境保全活動へのエコポイント付与 | <p>毎月1回(8月を除く)市内3小学校(小牧・光ヶ丘・小木)で廃食用油の回収を行い、持参者にエコポイントを発行することで、環境保全の意識の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 7,314pt 発行した(延べ471人参加、廃食用油731.4L回収)。</li> </ul>  |
|                              | 活動団体の設立支援        | <p>市民活動団体設立を目指す方の相談支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 環境保全に取り組む団体として新たに1団体を登録した。</li> </ul>   |

## 評 価

小中学生の環境にやさしい生活の達成率については、前年度よりも下がっているものの、基準値より高い数値となっていることから、こどもたちの環境に対する意識が徐々に浸透していると考えられる。一方、その他の指標については、いずれも基準値に達しておらず、アダプトプログラムの年間活動者数など市民が対象となる活動については減少傾向にあることから、幅広い世代が環境について学ぶ機会を充実させ、様々な方法により環境関連の情報を広く発信するとともに、環境保全活動の拡大に向けた支援や情報共有が重要である。

## 基本目標2 地球温暖化対策の推進



### ①省エネルギー対策の推進

市民、事業者の省エネルギー行動は定着しつつありますが、更なるエネルギー消費量の削減のため、市の率先行動や積極的な情報提供などにより省エネルギー行動を一層普及させるとともに、省エネルギー型機器の普及を促進します。

### ②再生可能エネルギーの普及促進

公共施設に再生可能エネルギーを率先的に導入するとともに、その効果や導入事例の情報提供などにより普及を促進します。

### ③気候変動への適応

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出量を低減する「緩和策」に加えて、現在及び将来予測される気候変動の影響に対処するための「適応策」が求められます。熱中症や豪雨などの災害への対策を進めるほか、懸念される影響などの情報収集と周知に努めます。

### ④交通対策の推進

本市では、移動手段として自動車に依存する傾向があります。短期的にはエコカーの導入やエコドライブの普及を加速させ、長期的にはまちづくり、観光振興、福祉施策と連携し、持続可能な公共交通ネットワークを形成していきます。

| 環境テーマ         | 指標                            | 基準値<br>平成30年度                        | 目指す<br>方向                | 進捗状況                                |                                     |                                     | 達成 |
|---------------|-------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----|
|               |                               |                                      |                          | 令和4年度                               | 令和5年度                               | 令和6年度                               |    |
| ① 省エネルギー対策の推進 | 公共施設のエネルギー消費量(原油換算)           | 13,179kL                             | ↓                        | 11,754kL                            | 11,652kL                            | 10,204kL                            |    |
|               | 公共施設への省エネルギー型機器の導入件数(累計)      | 64 施設                                | ↗                        | 119 施設                              | 147 施設                              | 179 施設                              |    |
|               | 日頃から省エネルギーを意識した行動を実践している市民の割合 | 71.6%                                | ↗                        | —                                   | 70.1%                               | 67.0%                               |    |
|               | 市内温室効果ガス排出量                   | 2,205 千t-CO <sub>2</sub><br>(平成28年度) | 1,805 千t-CO <sub>2</sub> | 1,865 千t-CO <sub>2</sub><br>(令和2年度) | 2,043 千t-CO <sub>2</sub><br>(令和3年度) | 1,838 千t-CO <sub>2</sub><br>(令和4年度) |    |

| 環境<br>テーマ               | 指標                      | 基準値<br>平成30年度 | 目指す<br>方向 | 進捗状況      |           |           | 達成 |
|-------------------------|-------------------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
|                         |                         |               |           | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度     |    |
| ②<br>普及促進の<br>再生可能エネルギー | 地球温暖化対策設備※の設置補助件数(累計)   | —             | ↗         | 854件      | 1,094件    | 1,278件    | ☀  |
| ④<br>交通対策の推進            | こまき巡回バスの1日平均利用者数        | 2,039人/日      | ↗         | 2,088人/日  | 2,269人/日  | 2,382人/日  | ☀  |
|                         | 公共交通機関の1日平均利用者数         | 44,094人/日     | ↗         | 39,247人/日 | 41,339人/日 | 42,094人/日 | ☂  |
|                         | 週1回以上公共交通機関を利用している市民の割合 | 18.2%         | ↗         | —%        | 16.6%     | 16.3%     | ☂  |
|                         | 通学路歩道整備率                | 49.9%         | ↗         | 50.4%     | 50.6%     | 50.7%     | ☀  |

※地球温暖化対策設備:本市が設置費を補助する設備は、太陽光発電設備・HEMS・蓄電池・燃料電池・V2H・高性能外皮等がある。

## 環境家計簿(エコライフチェックシート)の普及

## ①省エネルギー対策の推進

### 【 施策説明 】

二酸化炭素を排出する日常の行動について、どれだけ意識して環境にやさしい生活を送れたのか項目の数をチェックし、1日における二酸化炭素の排出量の削減につなげる。

#### ●取組・実績

市内小学4・5年生、中学1・2年生に協力依頼し、エコライフチェックシートを用いた自己診断を実施

※小学生:2,185人(一人あたり536g/日のCO<sub>2</sub>削減量)

中学生:2,132人(一人あたり520g/日のCO<sub>2</sub>削減量)



(エコライフチェックシート)

## 再生可能エネルギー導入に係る補助金や関連情報の提供

## ②再生可能エネルギーの普及促進

### 【 施策説明 】

設備導入につながる補助金や関連の情報をホームページや広報等を活用して広く提供する。

自宅に住宅用地球温暖化対策設備(太陽光発電設備、HEMS、蓄電池、燃料電池、V2H、高性能外皮等)を設置する方に設置費の一部を補助することにより、市民の設備導入を促進する。

#### ●取組・実績

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業を実施した(184件補助金交付)。



## 熱中症対策

## ③気候変動への適応

### 【 施策説明 】

熱中症の症状や自身で取り組める予防対策を周知する。また、熱中症対策の強化のため、熱中症対策の整理及び取組の充実を図る。

#### ●取組・実績

- ・ホームページ等に熱中症に関する記事を掲載するとともに、高齢者を対象としたチラシを作成し、サロン連絡会等で配布及び市内公共施設に設置した。
- ・保健連絡員活動や大腸がん検診、保育士対象研修会の際に、熱中症の周知啓発を実施した。
- ・「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」として、市内6地区にある公共施設（小牧市役所本庁舎、味岡・東部・北里の各市民センター、南部・西部の各コミュニティセンター）と民間施設1カ所の合計7カ所を指定した。
- ・「涼み処」として、公共施設16カ所、民間事業所29カ所を提供した。
- ・こどもたちの登下校時における一時的な避暑地として、12カ所の民間事業所を「こども涼み処」として提供した。



(涼み処のロゴマーク)

## 自動運転実証調査事業

## ④交通対策の推進

### 【 施策説明 】

こまき巡回バス「こまくる」のサービス水準維持に向け、懸念される路線バスの運転手不足に対応するため、自動運転の導入の検証を行う。

#### ●取組・実績

令和7年1月25日から2月14日までの21日間、桃花台外縁道路を周遊するルートで電気自動車を使用して実証調査を実施した（延べ2,138人利用）。



(自動運転車両)

## その他の取組

| テーマ          | 事業                   | 内容   |
|--------------|----------------------|--|
| ①省エネルギー対策の推進 | 公共施設エネルギー消費量抑制       | <p>環境マネジメントシステムの運用による省資源、省エネルギーなどにより、公共施設で使用されるエネルギー量を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ クールビズ、ウォームビズ、ノーカーデーを実施した。</li><li>➢ 環境配慮行動チェックリストを用いて、各職員が省エネ行動について達成度を自己チェックした。</li></ul> |
|              | 公共施設への省エネルギー型機器の率先導入 | <p>LED照明をはじめとした省エネルギー型機器の導入に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 令和5年度に引き続き、市内27の公共施設の照明設備をLED化した。</li></ul>   |
|              | 中小企業向け省エネ設備等の導入支援    | <p>省エネルギー設備等を導入する中小企業に対して経費の一部を補助することにより、省エネルギー対策の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ LED照明器具等に対して補助金を交付した（8件補助金交付）。</li></ul>  |

| テーマ             | 事業                   | 内容   |
|-----------------|----------------------|--|
| 普及促進エネルギーの②再生可能 | 公共施設への再生可能エネルギーの率先導入 | 公共施設のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減のため、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを導入する。<br>➢ 防災拠点における必要電力日数等について整理した（50施設に太陽光発電設備を導入済み）。  |
| ③気候変動への適応       | 集中豪雨・洪水への対策推進        | 台風や洪水による被害を軽減し、市民の生命と財産を保全するため、主体的に災害時の防災・減災情報を入手する市民を増やすとともに、災害時に迅速に対応できる体制を強化する。<br>➢ 水防訓練を実施した（1回）。<br>➢ 風水害図上訓練の実施した（1回）。<br>➢ ホームページ等を更新した（随時）。   |
| ④交通対策の推進        | こまき巡回バス事業の改善検討       | より多くの方にこまき巡回バスを利用してもらうために、利便性を高める。<br>➢ 地域懇談会やパブリックコメントを実施し、令和8年度こまき巡回バス再編に係る基本方針・ルート（案）を策定した。<br>➢ ルート（案）の作成にあたり、地元区、関係機関等と調整を行い、小牧市地域公共交通会議で協議を実施した。 |
|                 | 自転車歩行者空間のネットワーク形成    | 歩車道の分離や歩道の段差解消など人にやさしい道路を整備する。<br>➢ 歩道設置事業として4路線 L=503m を整備した。<br>➢ 自転車ネットワーク計画（案）の検討を進めた。   |
|                 | 主要施設における自転車等駐車場の充実   | 自転車等駐車場の適正な維持管理に努め、快適な自転車の利用環境を整える。<br>➢ 市内11カ所に設置されている自転車等駐車場の維持管理に努めた。<br>➢ 各自転車等駐車場の利用状況の把握に努めた。  |
|                 | エコドライブ手法の普及啓発        | 市民の車の運転時における環境意識向上のため、エコドライブに関して普及啓発を行う。<br>➢ ホームページにエコドライブ10のすすめ（ふんわりスタート、エンジンブレーキの活用等）を掲載した。   |

## 評価

こまき巡回バスの1日平均利用者数は年々増加しており、引き続きこまき巡回バスをはじめとした公共交通の利便性の向上を図るとともに、今後、深刻となる運転手不足の解消に向けた検討が必要である。

気候変動への適応については、熱中症対策として令和6年度より新たに指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）、涼み処、こども涼み処を設置した。こども涼み処については、環境省から先進事例として紹介もされており、今後も取組の充実を図るとともに熱中症予防とあわせて周知・啓発していく必要がある。

## 基本目標3 快適な生活環境の確保



### ① 健康の確保

典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）については改善の傾向が見られますが、大気汚染や水質汚濁では一部環境基準を超過する項目もあります。近年では、市民の関心は野焼きや生活騒音など都市生活型の問題にシフトしつつあり、公害苦情として顕在化しています。これら公害苦情の多い事項に関する情報提供を行い、また改善指導を積極的に行うことにより近隣環境への配慮意識の向上を図ります。

### ② 景観整備

小牧山をはじめとした優れた自然景観をまちづくりに活かすとともに、整然とした都市景観の形成とまちの美観の向上に努めます。

| 環境テーマ   | 指標  | 基準値<br>平成30年度 | 目指す<br>方向 | 進捗状況     |          |          | 達成 |
|---------|---|---------------|-----------|----------|----------|----------|----|
|         |   |               |           | 令和4年度    | 令和5年度    | 令和6年度    |    |
| ① 健康の確保 | 大気汚染に係る環境基準達成状況<br>(一般環境大気測定期局 SO <sub>2</sub> 、NO <sub>2</sub> 、SPM、O <sub>x</sub> ) | 75%           | 全項目で達成環境  | 75%      | 75%      | 75%      |    |
|         | 水質汚濁に係る環境目標達成率(河川 BOD 8mg/L以下)  | 95%           | 100%維持    | 95%      | 100%     | 100%     |    |
|         | 騒音に係る環境基準達成率(環境騒音)  | 100%          | 100%維持    | 100%     | 100%     | 100%     |    |
|         | 公共下水道普及率  | 74.9%         | ↗         | 77.9%    | 78.3%    | 78.9%    |    |
|         | 汚水処理人口普及率   | 82.5%         | ↗         | 83.9%    | 84.4%    | 85.4%    |    |
|         | 公害苦情発生件数  | 141 件         | ↘         | 179 件    | 167 件    | 159 件    |    |
| ② 景観整備  | クリーンアップ事業の年間参加者数  | 72,148 人      | ↗         | 43,430 人 | 95,534 人 | 47,840 人 |    |

## 合併処理浄化槽設置費補助

### ①健康の確保

#### 【 施策説明 】

既存の単独処理浄化槽またはくみ取り槽から、窒素またはリンの処理能力を有する合併処理浄化槽への転換に補助金を交付し、河川の水質保全や快適で住みよい生活環境の向上を図る。

#### ●取組・実績

補助金交付：7基



## ポイ捨て・フン害防止の啓発

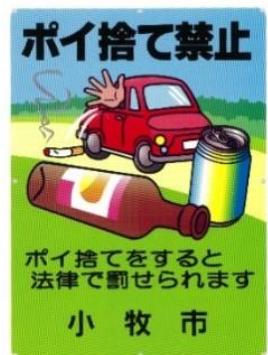
### ②景観整備

地域ぐるみでポイ捨てや犬のフン放置対策に取り組むことにより、まちの美観の向上を図る。

#### ●取組・実績

イエローカード作戦\*を1団体、個人6人が実施した。また、区（自治会）役員等にポイ捨て等の啓発看板を520枚配布した。

\*イエローカード作戦：犬のふんを放置する人の多くは人目があると回収していくため、「近所の目がある」「ふんの放置は許さない」という地域の態度を飼い主に認識させ、ふんの放置をなくすことを目的とした犬のふん放置対策事業のこと。



(ポイ捨ての啓発看板)

## その他の取組

| テーマ     | 事 業               | 内 容  |
|---------|-------------------|--|
| ① 健康の確保 | 環境保全協定締結事業所数の拡大   | 民家近くで操業する工場や、排出ガス・排水などが著しく周辺環境に影響を与える可能性がある事業所については、市と協定を締結し環境保全に努めるよう働きかける。<br>➢ 環境保全協定締結事業所数 27件 |
|         | 工場立地の周辺地域生活環境との調和 | 工場立地法上の新設、変更等に該当する案件について、同法に基づく基準を遵守するよう指導する。<br>➢ 令和6年度届出受理件数 12件<br>(上記のうち新設、変更等の該当案件 10件)       |
|         | 下水道整備の推進          | 下水道整備の進捗を図り、公共下水道供用開始区域を広げ下水道の普及を推進する。<br>➢ 計画延長約 3.0 kmに対し、実績延長約 3.0 kmと概ね計画通りに実施した。              |
|         | 事業所への立入指導         | 水質汚濁・騒音・悪臭などの公害苦情への対応や環境測定、完了検査等で現場確認、調査、指導を行う。<br>➢ 苦情対応 124件、内 23件は環境測定を実施した。                    |

| テーマ                   | 事業                  | 内 容  |
|-----------------------|---------------------|--|
| ②<br>景<br>觀<br>整<br>備 | 「ごみ散乱防止市民行動の日」の活動促進 | 各種団体への参加要請及び広報・ホームページで周知し、クリーンアップ事業に係る活動の促進・定着化を図る。<br>➢ クリーンアップ事業の参加人数 47,840 人                           |
|                       | 路上喫煙禁止区域の設定         | 路上喫煙禁止区域の啓発と定着化を目指す。<br>➢ 路上喫煙禁止区域のパトロールを実施（187 日）し、ポイ捨てたばこを拾いつつ、12 人を指導した。                                |
|                       | 小牧山発掘調査及び史跡整備       | 小牧山城の歴史的価値や魅力を市民へ伝えるため、史跡小牧山主郭地区の発掘調査及び整備工事を実施する。<br>➢ 史跡小牧山大手道発掘調査を実施した。<br>➢ 史跡小牧山主郭地区第 3-1 工区整備工事を実施した。 |

### 評 価

公害苦情発生件数は基準値を上回っているものの、年々件数は減少しており、これまでの事業所への立入検査や指導及び事業者の環境配慮意識の向上の効果だと考えられる。

景観整備では継続的に事業を実施しているところだが、気候変動による高温となる日の増加や、ワークライフバランスの浸透による事業者の働き方改革が参加者数の減少に影響していると考えられる。令和 7 年度には小牧山の東側に小牧山東公園（こまき山イーストパーク）を開園するため、引き続きごみのポイ捨て等を抑制し、都市景観を守る取組を推進する必要がある。

## 基本目標4 循環型社会の構築



### ①資源の有効利用とごみの適正処理

市民・事業者のごみ減量化・再資源化の意識の高まりに伴い、ごみ排出量は、減少傾向にあります。また、再資源化率も分別収集の徹底と品目追加などにより高い水準を推移しています。

今後も更なるごみ減量化・再資源化を推進するため、生ごみや雑がみの有効利用の促進などの対策を実施していきます。

| 環境テーマ            | 指標                         | 基準値<br>平成30年度 | 目指す<br>方向 | 進捗状況       |            |            | 達成 |
|------------------|----------------------------|---------------|-----------|------------|------------|------------|----|
|                  |                            |               |           | 令和4年度      | 令和5年度      | 令和6年度      |    |
| ①資源の有効利用とごみの適正処理 | 買い物袋持参率                    | 90.0%         | ↗         | —          | 92.2%      | 91.9%      | ☀  |
|                  | 一人1日あたり家庭系ごみ排出量<br>(資源を除く) | 422.8g        | ↘         | 439.2g     | 421.0g     | 407.3g     | ☀  |
|                  | 事業系ごみの年間排出量                | 11,643t       | ↘         | 10,530.76t | 10,395.88t | 10,357.74t | ☀  |
|                  | ごみ出しルールを守っている市民の割合         | 98.1%         | ↗         | —          | —          | —          | —  |
|                  | 再資源化率*                     | 36.6%         | ↗         | 36.5%      | 37.3%      | 37.6%      | ☀  |
|                  | 回収した不法投棄のごみの量              | 45t           | ↘         | 24t        | 16t        | 14t        | ☀  |

\*再資源化率:直近の実績値は暫定値となるため、変わることあります。

### 生ごみ処理機器等購入費補助事業

### ①資源の有効利用とごみの適正処理

#### 【 施策説明 】

生ごみ処理機器、生ごみ堆肥化容器及び減量化容器の購入費補助を行うことにより、家庭から排出される生ごみの減量及び再資源化を推進する。

#### ●取組・実績

購入補助台数 44基  
補助額 1,210,100円



(コンポスト容器)

## 中古品の活用促進

### ①資源の有効利用とごみの適正処理

#### 【 施策説明 】

子ども服や自転車等のリユースを行うことで、5R※を推進し、ごみの減量化を図る。

※5R：循環型社会を形成していくためのキーワードで、Refuse（断る）・Reduce（排出抑制）・Repair（修理して使う）・Reuse（再使用）・Recycle（再生利用）の頭文字をとったもの



(子ども服リユース)

#### ●取組・実績

| 種類  | 場所       | 実績  |
|-----|----------|---|
| 服   | 児童館      | (子ども服)回収枚数：19,854着、提供枚数：17,986着<br>(マタニティ)回収枚数：214着、提供枚数：188着 |
|     | 臨時イベント   | (子ども服) 提供枚数：2,083着  |
|     | リサイクルプラザ | (古着)回収：1,434着、提供：1,361着                                       |
| 自転車 | -        | 提供台数：43台、申込件数：1,364件  |
| 古本  | リサイクルプラザ | 回収：759冊、提供：1,097冊   |

## 分別・排出指導の徹底

### ①資源の有効利用とごみの適正処理

#### 【 施策説明 】

ごみ分別啓発冊子等の配布を行うとともに、希望する区や団体へ出前講座を開催し周知を図る。不適正な排出者や、排出状況が不良なごみ集積場には指導を実施する。

#### ●取組・実績

- ・出前講座を14回実施した。
- ・ごみ分別パンフレットや広報、SNSやごみ分別アプリを活用し、適正な排出方法を周知した。
- ・ごみ分別アプリ「さんあ～る」登録件数：16,381件（令和7年3月31日時点）
- ・7月と11月に各行政区のごみ集積場を確認し、不適切な排出者に対して指導を行った。

不適切排出対応件数 674件（事業者含む）うち指導件数 366件



(ごみ分別啓発冊子等)

## パソコン・携帯電話等の資源化

### ①資源の有効利用とごみの適正処理

#### 【 施策説明 】

資源を有効利用するために市内3カ所の資源回収ステーションにおいて拠点回収を行う。パソコン・携帯電話については、認定事業者の協力による宅配回収を実施する。また、剪定枝については、運搬用として公用車の貸し出しを行うとともに、自宅での剪定枝の有効利用として剪定枝粉碎機の貸し出しを行う等、資源化の促進を図る。

#### ●取組・実績

- (パソコン・携帯電話)・資源回収ステーション回収 10,232kg、3,517台  
・事業者回収 2,473.9kg、430台
- (拠点回収)・廃食用油回収量 27.981t  
・羽毛ふとん回収 0.727t  
・剪定枝収集量 2,058.97t
- ・公用車貸出 104件、剪定枝粉碎機貸出 25件

## その他の取組

| テーマ                  | 事業                        | 内容  |
|----------------------|---------------------------|---|
| ①<br>資源の有効利用とごみの適正処理 | 事業系ごみの減量                  | <p>減量化等計画書の提出を促し、事業系ごみの減量と意識向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業者あて 5 月 31 日までに提出を依頼。185 社から提出を受けた（回収率：約 87%）。</li> </ul>   |
|                      | 資源の店頭回収の実施                | <p>市内の電気店に協力してもらい、蛍光管の回収を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 回収協力店：11 店舗</li> </ul>  |
|                      | こまやか収集の継続                 | <p>高齢や障害等で集積場へのごみの排出が困難な世帯が適正にごみを排出できるよう戸別収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 令和 6 年度に対象者の要件を見直し、387 件実施した（令和 7 年 3 月 31 日時点）。</li> </ul>   |
|                      | 資源回収団体の支援                 | <p>雑がみ以外の古紙・古布類の集団回収を促進し、売却金の一部を区へ還元することで、地域美化活動及び分別意識の向上を促す。また地域の資源回収団体へ補助を行い、更なる資源化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 区へ売却金の還元 1,615,611 円</li> <li>➢ 実施団体数 62 団体、収集量（古紙・古布類、空き缶）411.192t、交付奨励金額 2,012,030 円</li> <li>➢ 資源回収に大きく貢献した 5 団体を表彰した。</li> </ul> |
|                      | 資源回収拠点の充実<br>資源回収方法の隨時見直し | <p>ごみ・資源の排出方法・回収区分を検討し、市民の資源排出の利便性を高め、資源化の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 集積場設置数 2,196 件（令和 7 年 3 月 31 日時点）</li> <li>➢ 資源回収ステーションの利用者数 109,501 人</li> </ul>   |
|                      | 野焼きや不法投棄の監視・指導            | <p>不法投棄や野焼きの防止対策を徹底する。過去に野焼きや不法投棄があった現場については、定期的に巡回し再発防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 定期パトロールを実施した。また、広く市民へ周知を図るため、6 月・12 月に不法投棄防止夜間パトロールを実施した。</li> <li>➢ 不法投棄件数 61 件、野焼き苦情件数 41 件</li> </ul>   |

## 評価

ほとんどの指標において、目標を達成できており、市民及び事業者の資源循環に対する意識が向上していることがうかがえる。特に一人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量においては大きく減少しており、令和 6 年 4 月から燃やすごみと破碎ごみに分別していた「プラスチック製品」を「プラスチック製容器包装」と区別することなく「プラスチック類」として排出することができるようとした効果が現れたのではないかと考える。

資源循環型社会の構築に向けて取組を推進しているところだが、海洋プラスチックごみや食品ロスなどの問題もあることから、国内外の動向に注視しながら更なるごみの減量化及び再資源化に向けて取り組む必要がある。

## 基本目標5 生物多様性の保全



### ① 自然環境の保全と創出

生物多様性を保全するためには、様々な自然環境を保護する必要があります。水辺については、市民が自然とふれあう場を創出し、多種多様な生物種の保全に努めます。都市の緑については、まちなかの環境を高める緑を増やし、公園緑地などの緑の質を改善し高めていくことに取り組みます。森林や農地については、気候変動の緩和や健全な水循環の確保などの多面的な機能を維持できるよう保全に努めます。

### ② 自然との共生

自然環境に関するデータの収集や小牧山など自然とふれあう場と機会の充実に努め、環境保全への関心を深めるとともに、生物多様性の保全への理解を促進します。

| 環境<br>テーマ                       | 指標                            | 基準値<br>平成30年度         | 目指す<br>方向 | 進捗状況                     |                          |                          | 達成 |
|---------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----|
|                                 |                               |                       |           | 令和4年度                    | 令和5年度                    | 令和6年度                    |    |
| ①<br>自然<br>環境<br>の保<br>全と<br>創出 | 市民一人あたりの都<br>市公園面積            | 7.5 m <sup>2</sup> /人 | ↗         | 7.7<br>m <sup>2</sup> /人 | 7.7<br>m <sup>2</sup> /人 | 8.0<br>m <sup>2</sup> /人 |    |
|                                 | 緑被面積                          | 2,759.9ha             | ↗         | 2,704.3<br>ha            | 2,704.3<br>ha            | 2,704.3<br>ha            |    |
|                                 | 市民菜園の利用者数                     | 153 人                 | ↗         | 175 人                    | 198 人                    | 177 人                    |    |
|                                 | 耕作放棄地の面積                      | 62ha                  | ↘         | 65ha                     | 65ha                     | 65ha                     |    |
| ②<br>自然<br>と<br>の<br>共生         | 自然環境学習(水生<br>生物調査など)の実<br>施校数 | 10 校                  | ↗         | 7 校                      | 13 校                     | 13 校                     |    |

## 風致の優れた地域の保全

### ①自然環境の保全と創出

#### 【 施策説明 】

風致の優れた環境を活かした地域を保全し、市民が自然風景に親しむ場として提供する。

#### ●取組・実績

- ・太良まめなしの里の北側ゾーンを整備し、3/30に全面供用を開始した。
- ・マメナシの花の観察会を3/30に開催し、72人が参加した。



(マメナシと太良上池)

(太良まめなしの里)

## 外来種の駆除

### ①自然環境の保全と創出

#### 【 施策説明 】

外来種の駆除を実施し、農作物の被害の減少や外来種問題に関する啓発を行う。

#### ●取組・実績

- ・スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）の駆除を実施した（シルバー人材センター委託）。
- ・ヌートリア、アライグマ等の捕獲、駆除を実施した（猟友会）。
- ・市民からの依頼により、捕獲檻を設置した。
- ・オオキンケイギクの駆除を市内1中学校と2回実施した（自然環境観察人）。



(中学校とのオオキンケイギク駆除の様子)

## 水生生物調査

### ②自然との共生

#### 【 施策説明 】

市内小学生による水生生物調査及び勉強会を実施し、生活排水の問題や河川生物の生息環境について、学ぶ機会を提供する。

#### ●取組・実績

市内3校で水生生物調査を実施し、児童269人が参加した（米野小学校（7/4、145人）、大城小学校（10/11、35人）、小牧原小学校（10/24、89人））。

市内2校で勉強会を実施し、児童93人が参加した（光ヶ丘小学校（6/21、52人）、篠岡小学校（7/8、41人））。



(水生生物調査の様子)

## その他の取組

| テーマ                          | 事 業        | 内 容  |
|------------------------------|------------|--|
| ①<br>自然<br>環境<br>の<br>保<br>全 | 緑化推進協議会の充実 | 緑化運動を促進し、緑化意識の高揚を図る。<br>➢ 年3回花いっぱい運動を実施した。<br>➢ 出生記念樹を455名に配布した。 |
|                              | 身近な公園緑地の整備 | 公園の計画的な整備と適正な管理を進める。<br>➢ 公園1カ所（宮前）を整備した。<br>➢ 児童遊園1カ所（入鹿）を改修した。 |

| テーマ             | 事 業                      | 内 容   |
|-----------------|--------------------------|---|
| ①<br>自然環境の保全と創出 | 優良農用地の保全                 | 新たな農業の担い手を確保し、優良農用地の維持保全を進める。<br>➢ 認定農業者 1名を認定した。<br>➢ 農業用権門の 6 基の取替等を行った。  |
|                 | 遊休農地、耕作放棄地の防止・解消         | 遊休農地、耕作放棄地の増加を抑制し、農地として保全するための現況調査等を行う。<br>➢ 農業委員会の農地パトロール調査により、遊休農地の早期発見、状況把握を行った（令和 6 年 8 月～10 月）。  |
|                 | 市民菜園事業、農業体験事業による農業とのふれあい | 市民に農業へ関心を持ってもらえるよう、農業とのふれあいの場を設ける。<br>➢ 市民菜園を開設し、農作業の場を提供した。<br>➢ 農業体験講座を開催した（20 名受講）。  |
|                 | 農業祭の開催                   | 生産者と消費者のふれあい、地元農産物の紹介とともに、農業に対する関心と理解を深めることを目的として農業祭を開催する。<br>➢ 小牧駅東及び西で開催した（11/16、17）。<br>➢ 農産物の品評会及び即売会を 3 回開催した（7 月、8 月、11 月）。   |
| ②<br>自然との共生     | 児の森の活用促進                 | 自然環境保護に関する啓蒙を図る。<br>➢ 児の森里山自然体験を実施した（全 6 回、30 人受講）（再掲）。<br>➢ 児の森クイズラリーを実施した（10/6、9 家族受講）（再掲）。<br>➢ 毎月 1 回自然環境観察人による定期観察会を実施した（延べ 107 人参加）。  |
|                 | 自然環境学習                   | 小学生のうちから自然に興味を持つてもらい、環境保全に対する意識の醸成を図るために、身近な自然の観察会を実施する。<br>➢ 市内 8 校の児童クラブで実施した。<br>(村中 7/31 18 人、小牧南 8/7 27 人、小牧原 8/9 32 人、味岡 12/24 21 人、一色 3/25 20 人、桃ヶ丘 3/26 49 人、陶 3/27 24 人、三ツ渕 3/28 19 人参加) |

### 評 価

市民一人あたりの都市公園面積は増加し、公園緑地の整備により身近に自然とふれあう場と機会の提供の充実につながっている。市民菜園の利用者数は基準値よりも増加しているものの、前年度と比較して減少していることから、農業への関心と理解を深め農地の保全につなげていくことが重要である。

自然環境学習など様々な自然とふれあう場と機会を提供しているところだが、より多くの市民に生物多様性の大切さや外来種がもたらす影響などを広く周知し、環境保全活動につなげる必要がある。

令和 7 年度

## 小牧市環境年次報告書

令和 7 年 9 月

<発行> 小牧市 市民生活部 環境対策課

〒485-8650 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地

TEL 0568-76-1181

FAX 0568-72-2340

メールアドレス [kankyou@city.komaki.lg.jp](mailto:kankyou@city.komaki.lg.jp)



小牧市環境キャラクター

「エコリン」

この年次報告書は、小牧市環境基本条例第 23 条に基づき、  
令和 6 年度における環境の状況及び環境施策を推進した結果  
に対する評価、継続的な改善に向けた取組等について取り  
まとめ、公表するものです。